

コルホーツ農戸の個人的所有権について

直 川 誠 蔵

はじめに

I 序説（問題の歴史的背景）

- (一) 一〇月革命から全面的集団化運動の開始前夜まで
- (二) 全面的集団化運動の開始以後

II コルホーツ農戸の個人的所有権の問題性格

- (一) ソビエト法における個人的所有権
- (二) コルホーツ農戸の個人的所有権の問題性格
- (三) コルホーツ農戸の個人的所有権の構造
- (四) コルホーツ農戸の発生と副業經營の基礎
- (五) 個人的副業經營の実施と各種の法関係
- (六) コルホーツ農戸とその副業經營の変動・消滅

む す び

コルホーツ農戸の個人的所有権について

はじめに

権利主体としてのコルホーツ農戸^(一)の詳細については第三章で取扱うこととして、ひとまずイ・ヴェ・パヴロフによつてその定義的説明を与えておきたい。コルホーツ農戸とは、「その労働能力ある構成員の全員または大部分がコルホーツ生産に参加し、基本的収入をコルホーツから受取り、そのほかに小規模な個人的經營を宅地付属地において実施するところの家族的・勤労的結合体^(二)」である。「小規模な個人的經營を宅地付属地において実施」するためソビエト法上、コルホーツ農戸の個人的・所有権^(三)といふ特殊な所有権がみとめられている（三六年憲法第七条第二項、六四年ロシア共和国民法典第一二六条など）。つまり、コルホーツ農戸の個人的・所有権とは、コルホーツ農戸がコルホーツにおいて個人的副業經營を実施することを保障するところの所有権制度であるといえる。この特殊な所有権の性格と構造をあきらかにすることが本稿の課題である^(三)。

このような課題を選びとるに当り、筆者の問題関心の中心にあつたものは、社会主義社会における個人的権利の歴史的存在性格であった。コルホーツ農戸の個人的・所有権は個人の権利ではないことは以下に見るとおりであるが、社会主義社会における公的なものに対し一定の緊張関係に立つことはあきらかであり、これらの二つはともに個人的・権利として共通のモメントを含む。このような緊張関係を矛盾として把握することが許されるとすれば、本稿の問題はいわゆる「人民内部の矛盾」^(四)に關係する。いうまでもないことであるが、矛盾こそ發展の契機であり、主題の分析は社会主義法研究として積極的意義をもちうると考える。とはいえた本稿の主題は「人民内部の矛盾」の一局面である

にすぎず、したがつてその結論は、社会主義社会における個人的権利の歴史的存在性格をめぐる諸問題のきわめて僅かな一角に光をあてるに止らざるをえない。

ここで、小論の主題に關係する研究として、わが国にどのようなものがあるかについてのべておきたい。

一般的に言つて、わが国の社会主義法研究は発表された論文等から判断するかぎりでは、^(五)一面において、まだ「コルホーツ法」ないし「コルホーツに關係する法」（土地法その他）の領域にまで充分ひろめられていないし、他面、「個人的所持」ないし「個人的所有権」についても豊富な研究業績はまだ存在しない。本稿はその中でも更に限定された分野を取扱おうとするのであるから、多かれ少なかれ直接的關係のある論文としては次のものがあげられるだけである。（発表年月順）

一 稲子恒夫「ソヴェト農村家族における世帯財産共有制」法政論集第一一号（一九五八年三月）

二 福島正夫「人民公社とコルホーツ」東洋文化研究所紀要第二一冊（一九六〇年三月）

三 稲子恒夫「ソビエト法における個人財産と家族」法律時報一九六一年九月号（一九六一年九月）

四 福島正夫「ソ連農業企業とその問題」前掲紀要第三〇冊（一九六三年三月）

本稿の構成は、第一章において問題の歴史的背景にふれ、第二章において、この種の個人的所有権の問題性格を一般的に論じ、第三章で、その構造を法的規制の中に具体的に探るという順序になつていて。なお、第三章ではソビエト以外の社会主義国の農業經營における類似の制度をも考慮に入れて考察する予定である。

（一） 原語は *КОЛХОЗНЫЙ ДВОР*。イヴォールという言葉はさまざまに訳されている。「家」、「世帯」、「農家」など。本稿では、

コルホーツ農戸の個人的所有権について

「ドヴォールの特殊性を強調する目的で、やや古い訳語ではあるが、「農戸」を採用した。なお前頁に掲げた稻子第一論文一〇頁注(1)参照。また、後述(III序)参照。

(11) *Энциклопедический словарь правовых знаний*, 1965, с. 96.

(11) もとより、コルホーツ農戸の個人的所有権は社会主義的所有権の全体系の中に一定の位置を占めているのであり、孤立して存在するものではない。したがつて、コルホーツ農戸の個人的所有権の性格と構造をあきらかにしようと企てるにあたり、当然に、その背景をなす社会主義的所有(権)についての一定の理解が前提とされる。このような基本的・前提的理解の形成のために筆者にとって最も示唆的であった著作の一つは、藤田勇著「社会主義的所有と契約」(東大出版会、一九五七年)であった。また、論文稻子恒夫「ソヴェト社会主義法における私的所有権と個人的所有権」(ソヴェト法学第一巻第五号)からは個人的所有権と私的所有権との相違について教えられるところが多かった。

なお、現在、コルホーツ農戸ばかりでなく、農村地帯に生活する労働者(たとえば、ソフホーツ員など)、勤務員(たとえば、コルホーツの農業技師、学校教師など)に対しても、割当られた宅地付属地において個人的副業經營をいとなむ権利が法令によつて認められているが、本稿では主題の枠外であるのでこれについては触れなかつた。

(四) 福島正夫「社会主義社会における矛盾と法」東洋文化研究所紀要第四〇冊参照。

(五) 稲子恒夫著「ソビエト法入門」(法律文化社、一九六五年)文献案内参照。

I 序説(問題の歴史的背景)

本章では、本稿の主題をめぐるソビエト政権の政策がどのような歴史的変遷をたどつて現在に至つたかをのべる。

とを主軸にしつつ、その過程において、ソビエトの集団的農業經營形態としてどのようなものがあり、そのうちどの形態が主題と最も密接な関係にあるか、および、コルホーツ農戸の個人的副業經營が特に近年においてソ連邦の国民經濟中に占める地位はどのようなものであるかなどについてふれることにしたい。但し、政策の歴史的展開をそれ自体として本格的に取扱うことはむしろ別稿にゆだねられるべきであり、ここでは序説としての性格に規定される範囲内で、問題の歴史的・經濟的背景についての一応の予備知識を与えることにとどまるであろう。なお一言つけ加えれば、筆者が序説においてあえてこれにふれるのは、以下に（特に第二節に）示されるような、たとえば、政策におけるジグザグ現象が、この問題の矛盾に富んだ性格を如實にあらわしており、そのような面をあらかじめ考察することは主題の分析をより深いものにすると考えたからにほかならない。

（一）一〇月革命から全面的集団化運動の開始前夜まで

全面的集団化運動を経過したソビエトの農業經營形態は、大別して、ソフホーツ（国営農場）とコルホーツ（集団農場または集団經營）の二つにわかつことができる。⁽¹⁾ 現在、コルホーツといえば具体的には農業アルテリ形態のことを意味するが、歴史的にいえば、集団經營にも三つの異った形態が存在した。本節では、コルホーツの三形態の消長とそれぞれの形態の特徴についてのべる。

コルホーツの三形態とは、コムーナ、アルテリ、トーズであるが、はじめにその各々の消長についてのべよう。一〇月革命直後に最も普遍的なコルホーツ形態であったのはコムーナであった。革命の翌年（一九一八年）の統計によれば、この年一五七九の集団經營が登録されたうち、九七五（比率にして六一・七%）がコムーナ、六〇四（同じく

第一表 10月革命から30年代初期にいたるコルホーツ構成の変遷

年	コルホーツ 総 数	コルホーツ形態			集団化率(%)	
		コムーナ	アルテリ	トーツ	農民経営	播種地
1918	1,579 (100.0%)	975 (61.7%)	604 (38.3%)	—		
19	6,189 (100.0)	1,961 (31.7)	3,606 (58.2)	622 (10.1)		
20	10,521 (100.0)	1,759 (16.7)	8,067 (76.8)	695 (6.5)		
21	16,628* (100.0)	3,015 (19.7)	9,777 (63.9)	2,497 (16.4)		
22	15,440 (100.0)	1,943 (12.6)	8,459 (54.8)	5,038 (32.6)		
23	14,002 (100.0)	1,874 (13.4)	6,809 (48.6)	5,319 (38.0)		
24	13,523 (100.0)	1,571 (11.6)	7,381 (54.6)	4,571 (33.8)		
25	15,178 (100.0)	1,829 (12.1)	8,802 (57.9)	4,547 (30.0)		
26	17,860					
27	14,832 (100.0)	1,335 (9.0)	7,134 (48.1)	6,363 (42.9)	0.8	0.7
28	33,258 (100.0)	1,796 (5.4)	11,574 (34.8)	19,888 (59.8)	1.7	1.2
29	57,045 (100.0)	3,537 (6.2)	19,167 (33.6)	34,341 (60.2)	3.9	3.6
30	85,862 (100.0)	7,556 (8.8)	63,452 (73.9)	14,854 (17.3)	23.6	30.9
31	211,100 (100.0)	7,599 (3.6)	193,579 (91.7)	9,922 (4.7)	52.7	63.0
32	211,050 (100.0)	4,221 (2.0)	202,397 (95.9)	4,432 (2.1)	61.5	75.7

資料： I「コルホーツ総数」および「コルホーツ形態」につき；
1918～19年の数字は、Аграрная политика советской власти (1917-1918гг.), с. 512-513 による。

1920～25年 シ ピ. И. リャщенко, История народного хозяйства СССР, т. III, с. 143 による。

1926年の総数は Соц. строительство СССР, Союзоргучет, М., 1934, с. 160 による。形態別内訳は不明。

1927～32年の数字は、同上、с. 160, 162, 163 による。但形態別内訳の実数は比率にもとづき算出した。

II「集団化率」につき；前掲 Соц. строительство, с. 159 による。
26年以前については、現在直接の資料をもたないが、概して27年の比率を上廻ることはなかつたと想像される。

*21年の「コルホーツ総数」は内訳を合計すると 15,289 であるので、
百分比はこの合計数にもとづき算出した。

「三八・三%）がアルテリでトーデスは皆無であったという。^(三)ところが一九一九年にはアルテリ形態がより一般的となり、トーデス形態も出現して來た。同年末現在で、コムーナ一九六一、アルテリ三六〇六、トーデス六二二一であり、比率にして三二一%、五八%、一〇%の割合であった。そしてこの後集団化におけるアルテリ形態の優位が一九二七年ころまで持続されるのであるが、一九二八年ころからはじめてトーデスが集団化の主要形態となつた。すなわち、この年の春に組織されたコルホーツ全体のうち、トーデスは七四・六%、アルテリは二一・七%、コムーナは三・七%であった。^(五)資料難ということもあって、甚だ不完全な記述にとどまつたが、全面的集団化運動の開始前夜までの三形態の変遷の大体の傾向は以上のようにあつた。^(六)（第一表参照）

次に、コルホーツの三形態のそれぞれの特徴点について逐一一般的ななかたちで説明すると、トーデス、アルテリ、コムーナの順で「能力に応じて働き、必要に応じて受取る」という共産主義的色彩が濃くなるのである。すなわち、所有の面においては、トーデスでは生産手段の社会化は殆ど行われず、耕作だけが共同で行われるのに対し、コムーナでは生産手段はもちろん、個人的消費資料も相当程度社会化される。また分配の面では、トーデスでは原則として出資に応じて分配がなされるのに対し、コムーナでは必要に応ずる分配がなされる。これらに対し、アルテリは両者の丁度中間に位置しており、所有の面においては主要な生産手段のみ社会化されて個人的副業經營を実施するための小規模な生産手段を個人的に所有することが認められており、分配の面においては、労働に応ずる分配が原則となつてゐる。^(七)

このような三形態のそれぞれの一般的な性格的特徴と先ほどの数量的消長とは複雑な政治的・歴史的状況の基盤の

上に「函数関係をなしていることは今更指摘するまでもないが、ここではそのたち入った検討を省略し（但し、運動の担い手という点のみについていえば、革命直後は個々の農民グループ、ことに貧農、雇農、一部の中農が主体であったが、全面的集団化の前夜には中農が積極的に参加するようになった）、ただちに、コルホーツ農戸の私的所有ないし個人的所有に焦点をあわせつつ、初期の資料の中で、それがどのような取扱いを受けていたかを探ってみたい。

一九一八年七月二二日づけ「勤労農業コムーナ模範定款」^(八) 第三条第一号には、「すべての物は全員に属する、何人もコムーナにおいては個人的消費資料を除き、いかなる物をもわが物ということを得ない」^(九) とあり、同年八月三日づけ「農業コムーナ定款作成に対する訓令」^(一〇) の前文（「目的および当面の課題」）中に、「コムーナ加入を希望する者はあらゆる個人的所有を拒否する。そして自己のすべての家財および全財産（動産、不動産および金銭）を加入の際にコムーナの共同財産へ譲渡する」^(一) ということばが見られ、さらに一九年二月一九日づけの「農業生産コムーナ規準定款」^(一一) の総則にも、「農業コムーナは、労働と労働の結果の享受におけるあらゆる人々の兄弟的平等の模範とななければならぬ。従って、コムーナに加入を希望する者はコムーナの利益のために、金銭、生産用具、家畜および一般に共産主義的經營を行うために必要なあらゆる財産に対する個人的所有を拒否する。」^(一二) と書かれている。

これらの諸規定によって明かなように、コムーナにおいては、農戸が個人的副業經營をいとなむ余地は全然ありえず、従つて、農戸の個人的所有権ということは問題にならない。

次にトーラーズについていえば、「社会主義的土地区画整理ならびに社会主義農業への移行措置に関する規定」^(一四)（一九年二月一四日）の第九四条に共同耕作を規定して、「土地の共同耕作は、土地の耕作、播種、収穫物のとり入れ等の際に、

労力の共同的適用ならびに生産手段および生産用具の共同使用という方法によって組合全体または組合員の個々のグループによつて実施される。^(一五) とし、つづいて第九五条には、「共同耕作は、組合に提供された土地の全面積において、またはその個々の部分において組織される。」と定めてあるところからわかるように、ここでは農戸の個人的ないし私的所有はむしろ大前提となつており、ただ、組合に提供された土地における農作業のみが集団的に行われるのである。

さて、アルテリにおける農戸の個人的所有は初期の文献にどのように規定されているであろうか。一九年五月一九日づけ「勤労農業アルテリ模範定款」^(一六) は第四五条で、「自己の成員のすべての力と資財を完全に統一することを目的」としつつも、アルテリは、アルテリ員総会がアルテリ經營に損害を及ぼすことなく可能であると認める限度と規模において、アルテリ員が自己の私的經營を実施することを「一時的に認めることができる」^(一七) (傍点筆者) とする。ここでは個人的所有が、「私的經營」という形でとらえられていること、これに関連して、それに対し総会による制限が加えられ、しかも「一時的」にしか認められていない等の点に注目される。

さらに、第四六条では、「自己の經營における労働は総会の許可によつて、またアルテリ労働から自由な時間においてのみ行われる」^(一九) と、個人的經營実施に当つての制限がさらに細かく示されている。同種の制限は、「アルテリに加入した個々の經營の役畜は、第一順位としてアルテリ労働のために使用され、第二順位としてのみ個々の經營の必要をみたすために使用される。」^(二〇) (第四九条) という規定にも見出される。

この反面、「個々の經營において用具および機械および役畜が不足な時は、アルテリ員の私的利用に残された土地

区劃の耕作は、また同様に、アルテリ員のその他の経済的必要の充足は、アルテリ財産^(イントラーハスター)により、アルテリの定める条件において、それらがアルテリの仕事から自由である時に実施される。」(第五〇条) という規定は、アルテリ員の個人的經營をアルテリ經營の正常な実施を妨げない範囲で積極的に尊重し、援助する姿勢を示しているといえる。

(1) 個人農形態は、現在完全に消滅してしまったわけではないが、すでに無視しうる程の小さな存在となつてゐる。(一九五九年一月に実施された国勢調査の数字によれば、個人農と協同化されていない家内工業者との合計は、約二七万人であり、これは総人口の〇・一%に相当する。)

(11) ューズ(тоз)など、土地共同耕作組合の略語である。なお、ローマ字はローマンのロシア語読みであり、アルテリはロシアに古くからある同業組合の一形態の名称である。

(111) Аграрная политика советской власти (1917-1918 гг.), 1954, с. 39, 512-513. 但し、この年には、中央や把握した数字のはかに、地方には未登記のローマナやアルテリが存在していたものと考えられてゐる(Там же)。

なお、柳春生「コルホーツ法の発生」(政治と政治の研究、所収) 参照。

(四) Там же, с. 512-513.

(五) Очерки истории колхозизации сельского хозяйства в союзных республиках, 1963, с. 92. (但し、これら

の百分比に対応する実数については、この資料からは不明である。)

(六) なお、大崎平八郎「ソヴェト農業政策史」第四章第三節参照。

(七) 初期においては集団經營の名称と実態とが必ずしも一致していたわけではないことは、次の一九二八年における分配形態の表によつても明かである。

コルホーズ収益の分配形態 (1928年)

分配形態	コムーナ	アルテリ	トーズ
口	51.6	34.5	31.5
必	15.0	0.6	—
働	3.0	4.7	4.6
費	12.1	23.6	13.2
や	—	11.3	24.6
出	6.0	11.4	14.6
資	12.3	13.9	11.5
族			
家			
そ			
計	100.0 %	100.0 %	100.0 %

*「その他」とは幾つかの分配形態を併用しているものといふ。

資料:前掲 *Очерки истории коллективизации сельского хозяйства*, с. 123.

(八) «Примерный устав трудовой земледельческой коммуны», утвержденный Наркомземом от 21 июля 1918 г. (Аграрная политика советской власти, с. 400 и сл.)

(九) Там же, с. 400.

(一〇) «Инструкция к составлению устава сельскохозяйственных коммун», утвержденная Наркомземом от 3 августа 1918 г. (Там же, с. 403 и сл.)

(一一) Там же, с. 404.

(一一一) «Нормальный устав сельскохозяйственных производительных коммун», утвержденный Наркомземом от 19 февраля 1919 г. (Там же, с. 433 и сл.)

(一一一) Там же, с. 434. なお規準定款全文の邦訳は福島正夫教授の手によるものが前掲東洋文化研究所紀要第111号(1931年)以下にある。但し、
◎箇所の訳文は一部筆者の考証によるだ。

(一五) «Положение о социалистическом землеустройстве и о мерах перехода к социалистическому земледелию»,

утвержденное ВЦИК от 14 февраля 1919 г. (Там же, с. 417 и сл.)

(一五) Там же, с. 426.

(一六) Там же, с. 427.

(1-1) «Примерный устав трудовой земельческой артели», утвержденный Наркомзомом от 19 мая 1919 г.

(Там же, с. 462 и сл.)

(1-8) Там же, с. 466.

(1-9) Там же.

(1-10) Там же.

(1-11) Там же.

〔1〕全面的集団化運動の開始以後

農業集団化が眞に嵐のような勢いで実現されはじめたのは一九二九年の暮からで、翌年には全農家数の $\frac{1}{4}$ 、翌々年にはすでに $\frac{1}{2}$ が集団化され、遂に第二次五ヶ年計画末期（一九三七年）には九〇%以上の組織率となり、集団化はほぼ完全したのであった。このような大事業の発端となつた年であるという意味において、一九二九年は「偉大な転換の年」⁽¹¹⁾であった。

全面的集団化運動における主要な経営形態は何でなければならぬかについては当時多くの議論がなされたが⁽¹²⁾、最終的に選びとられたのはアルテリ形態であった。これについてスターリンは次のように述べている（1910年3月1日プラウダ）。「レーズは、コルホーツ運動の、すでにみこえられた段階である。……農業コムーナが支配的形態となるには条件がまだ熟していない。いまわれわれがつかまねばならない、現情勢のもとでのコルホーツ運動の基本的な環、その支配的な形態は農業アルテリである。」⁽¹³⁾

このようにして、統計の示すところによれば一九三一年以来コルホーツ総数（漁業、日用品生産コルホーツを含む）のうち農業アルテリ数の占める比率は九八ないし九九%であり、農業コムーナおよびトーッはすつかり影をひそめてしまった。^(五)

さて、本節で特に重点的に述べなければならないことは、このようにして集団農業經營の支配的形態と化したアルテリにおける社会的利益と個人的利益との調和をめぐるソビエト政府の政策、より具体的に言えば、コルホーツにおける宅地付属地とその上でいとなまれる個人的副業經營に関する法的規制が歴史的にどのような変遷を経たかということである。

以下に、全面的集団化期から現在に至る時期を一応四つに区分して、各時期における宅地付属地ならびに個人的農業經營政策の特徴点を指摘したい。四つの時期区分は次の通りである。(1)全面的集団化期 (2)第一次世界大戦前後

(3)フルシチヨフ農政の時代 (4)フルシチヨフ以後

(1)全面的集団化期

集団化が急速なテンポで実現されはじめた一九三〇年春（三月）に発布された農業アルテリ模範定款^(六)によつて、宅地付属地が農業社会主義化の展望の中で明確に位置づけられた。三〇年定款は、第二条第二項で「すべての土地を完全に社会化するさい、宅地付属地（菜園、果樹園等）は個人的利用に残される。」と、宅地付属地の個人的利用をはじめに確定し、つづいて第四条第二項において、「農具の社会化に際し、宅地付属地における作業に必要な小農具はアルテリ員の個人的利用に残される」と小生産用具に対する取扱いを明かにした。また、役畜は原則としてすべて社会

化されるが、必要な場合には、一定数の馬匹がアルテリ員の個人的必要に奉仕するためによりよけられることになつており、乳牛、豚、羊等の畜産用家畜は一定の限度内において、家禽は無制限に、コルホーツ員の個人的所有に残されることになった（第四条第三項以下）。

なお、三〇年六月から七月にかけて開催された第一六回党大会の決定にも、「現段階におけるコルホーツの基本的形態は農業アルテリ」であり、「コルホーツ加入に際し、農民からただちにあらゆる個人的習慣と利益を、公共的經營に對して付隨的な個人的經營（乳牛、羊、家禽、宅地付屬業園）の実施の可能性を……断念することを要求することは、マルクス・レーニン主義の初步を忘れるることを意味する」、と記されている。

全面的集團化がほぼ一段落した一九三五年一月に開かれた第二回コルホーツ員突撃隊員大会で採択された、現在も効力をもつ模範定款^(六)は、さきの三〇年定款の規定をより具体的かつ詳細なものにし、同時にその形式をととのえた。すなわち、第二条で、「社会化された土地のなかから、宅地付屬地（菜園、果樹園）のかたちをとった小区割の土地を各コルホーツ農戸の個人的利用に割当てる」（同条第四項）と、ここではじめて付屬地利用の主体としてのコルホーツ農戸が立法においてあらわれる。つづいて、「コルホーツ農戸の個人的利用に割当てられる宅地付屬地の面積は（住宅敷地を除いて）、 $\frac{1}{4}$ ないし $\frac{1}{2}$ ヘクタール以内、但し個々の地区において……「ヘクタール以内たることができる」（同条第五項）と、付屬地面積の基準を具体的に規定した。また第四条において、住宅および個人的家畜のために必要な經營用建物が個人的利用に残されることがあきらかにされ（同条第二項）、更に第五条において家畜、家禽、家兔、蜜蜂に関して個人的所有が許される範囲が極めて詳細に定められた。

これらの、三五年定款の定める農戸の個人的所有権は、一九三六年のいわゆるスターイン憲法において、そのまま憲法上の権利として確定されたことは注目に値する（同憲法第七条第二項参照）。

(2) 第二次世界大戦前後

アルテリにおける農戸の個人的所有権は、このようにして三五年定款によつて確立され、三六年憲法によつて確認されたのであるが、コルホーツ農民のなかには、かつての小商品生産者としての農民意識から完全に脱却できず、コルホーツの共同経営での労働は極力怠り、定款で定められた宅地付属地の大きさを拡げ、自己の個人経営部分のみの拡充・発展をはかるうとするものがすくなく現れたのである。^(九)このような事態に対処するため、一九三九年五月に、政府と党の合同決定「コルホーツ共用地盜用防止に関する処置について」^(一〇)が発布された。そしてこの決定の第七条にもとづいて、すべての宅地付属地の測量が同年の八月なかばまでに実施されることになった。

まもなく第一次世界大戦が始まり、ソ連邦もこの戦争によつて非常に大きな損害を蒙った。コルホーツ建設の面においても被害は甚大であった（たとえば、農業生産は革命前の水準の一四〇%にまで回復し更に発展の途上にあつたが、戦争によつて一挙に九〇%以下の線に逆戻りした）が、それは宅地付属地の制度にも悪影響を及ぼさずにはいなかつた。ある資料によれば、その間の事情が次のように説明されている。「戦時中には……非占領地域では、労働力や牽引力や農業機械の極度の不足ならびにコルホーツ未利用地の利用奨励措置に便乗したコルホーツ員たちが住宅付属地を不恰に拡張した。……このような農業アルテリ定款の重大な違反は、コルホーツ生産力の増大を至上命令とした戦時中には、幾分大目に見られた傾向すらあつたようである」^(一一)また、他の資料によれば、「戦時中、一連の地方において三九

年の決定が忘れられ、またコルホーツ共用地の濫用があたたび大量的性格を帯びた。^(二二)との記述がある。

戦争の終つた翌年（一九四六年）、この問題に關して、党と政府の合同決定「定款違反根絶に関する措置について」^(二三)が発布され、その中で、とくに再度コルホーツの公共用地の濫用に對して警告が發せられた。

（3）フルシチヨフ農政の時代

スターリンの死んだ一九五三年の秋に、フルシチヨフは党中央委員会第一書記に選出され、その同じ中央委員会総会において彼は「ソ連邦の農業の一層の發展の方策について」という演説を行い、また同時に同じ題名の中央委員会総会決定が採択された。この決定においては、宅地付属地そのものについて直接に触れられてはいないが、コルホーツ員の個人的所有にかかる畜産の不振、およびコルホーツ員の都市への流出の原因はどこにあるかという形で問題が提起され、それはコルホーツにおける社会的利益と個人的利益との正しい結合の原則が守られていないこと、すなわちコルホーツ員の個人的副業經營が不當に圧迫されていることにある、とされた。これに關連してカ・オボレンスキイは次のように言つてゐる、「党中央委員会九月総会で、個人的利益を社会的利益に従属せしめつゝ社会的利益と個人的利益とを正しく結合するという、集團經營のアルテリ形態の最も重要な原則が多くのコルホーツにおいて破られてゐることが示された。この原則の侵犯……がコルホーツ員の個人的所有にかかる乳牛、豚および羊の頭数の減少へみちびいた。……經濟的に弱体なコルホーツの公共的經營における労働はコルホーツ員に對し、然るべき作業日收入を与えないし、その上副業經營における個人的利益が圧迫されているとすれば、コルホーツ員は都市へ、工場へ流出する」^(二四)

このように、フルシチヨフ農政の初期においては、畜産振興およびコルホーツ員の都市流出阻止のための方策の一環として、コルホーツ農戸の個人的副業經營がむしろ推進される傾向にあつたといえる。

ところが、一九五六年の第二〇会党大会の終つた翌月（三月）フルシチヨフ自身のこの点に関する政策が転換されたことを示す、党と政府の共同決定が出された。「農業アルテリ定款ならびにコルホーツ生産組織およびアルテリ業務管理におけるコルホーツ員の創意の一層の發展について」^(一六)というこの共同決定の表面上の意図は、コルホーツ員の創意を最大限に尊重し、各コルホーツの地方的、具体的な状況に応じてそれぞれの定款を適当に改訂することにあつたが、しかしその改訂の主要な方向の一つこそ、宅地付属地ならびに個人的副業經營の縮少の方向であつた。宅地付属地においてはコルホーツ員の「生活のかざり」としての庭園や果樹が配置されるよう努力する必要があり、またコルホーツ農戸の公共經營に対する労働参加が不充分な場合には、その農戸に対する付属地の割当をへらすべきであること、宅地付属地フォンドを少なくして行かなければならないこと、個人的に所有する家畜数も三五年定款に定められた基準を保つ必要がないであろうことがコルホーツに助言された。

④フルシチヨフ以後

フルシチヨフが一九六四年一〇月に退陣してから丁度一ヶ月後の一月一四日の「ソビエトロシア」紙に次のような記事がのせられた。それによれば、党中央委員会ロシア共和国ビューローおよびロシア共和国大臣会議はコルホーツ員、労働者等の個人的副業經營に対する根拠のない制限を撤廃する問題を審議し、そこで採択された決定において、「近年根拠もなしに制限をくわえられた家畜の保持およびコルホーツ員の個人的利用にまかされた宅地付属地の

規模の基準に關係する、農業アルテリ定款への補足・変更を再検討し、制限実施まで有効であつた家畜保持および宅地付属地規模の基準から出発してそれを「新たに」確定し、今後宅地付属地規模の根拠のない縮少を止めるよう」^(一七)コルホーツに勧告された。またコスィギン首相も一九六四年一二月の最高ソビエト第五次召集第六会期における演説の中でこの点にふれて、「コルホーツ、ソフホーツにおける公共的生産の發展に第一級の意義を認めながらも、同時に、党と政府は不合理な、根拠のない制限をコルホーツ員、労働者および勤務員の個人的經營から撤廃すること……に関する決定^(レシーニ)を採択した。」と述べた。

次に、近年コルホーツ農戸の個人的副業經營がソ連国民經濟においてどのような地位を占めているかを一べつしてみたい。

コルホーツ農民の利用する宅地付属地面積は、一九六四年一月現在で五百万ヘクタール、コルホーツの用地全体は四億八千七百一〇万ヘクタールであるからその約一%強に相当する。しかし、それらのうちの耕地^{Пашня}のみに限定して比較すると、コルホーツ用地全体における耕地は一億一千九百八〇万ヘクタールであり、付属地における耕地は四百万ヘクタールであるから、その百分比は約三・三%である^(一九)。また、一九六四年末現在のコルホーツ農戸数は一千五百九〇万戸^(二〇)であるから、コルホーツ農戸一戸当たりの宅地付属地面積は、約〇・三一ヘクタール、そのうち耕地部分は平均〇・二六ヘクタールという計算になる。

宅地付属地における農作物の国民經濟上に占める地位を作付面積によって示すと、第二表^(二一)の通りである。穀物、工業用作物、飼料用作物がそれぞれ一%にも満たない(そしてそれはコルホーツ用地全体に占める付属地面積の比率にほぼ見

第二表 経営カテゴリー別作付面積 (1962年)

	作付面積 (単位百万ヘクタール)				
	合計	穀物	工業用作物	馬鈴薯および野菜・瓜類	飼料用作物
ソフホーツおよび その他の国営農業企業	94.83 (43.9)	64.37 (47.3)	3.19 (22.3)	2.07 (19.4)	25.20 (45.7)
コルホーツ	114.42 (53.0)	70.32 (51.8)	10.98 (76.9)	3.54 (33.1)	29.58 (53.6)
コルホーツ員の 個人的副業経営	4.20 (1.9)	0.93 (0.7)	0.07 (0.5)	2.88 (27.0)	0.32 (0.6)
その他の	2.53 (1.2)	0.23 (0.2)	0.04 (0.3)	2.19 (20.5)	0.07 (0.1)
計	215.98 (100.0)	135.85 (100.0)	14.28 (100.0)	10.68 (100.0)	55.17 (100.0)

()内の数字はパーセント

資料: Народное хозяйство СССР в 1962 г., с. 252-253.

第三表 経営カテゴリー別畜産用家畜数 (1963年)

	畜産用家畜数 (単位千頭)				
	大有角家畜	左のうち 乳牛	豚	羊	山羊
ソフホーツおよび その他の国営農業企業	23,813 (27.4)	8,192 (21.6)	22,000 (31.4)	43,148 (30.7)	238 (3.6)
コルホーツ	38,651 (44.5)	13,622 (35.9)	31,871 (45.7)	66,638 (47.9)	899 (13.5)
コルホーツ員の 個人的副業経営	14,890 (17.1)	9,646 (25.4)	10,063 (14.3)	19,325 (13.5)	2,814 (42.0)
その他の	9,634 (11.0)	6,507 (17.1)	6,030 (8.6)	10,604 (7.9)	2,744 (40.9)
計	86,988 (100.0)	37,967 (100.0)	69,964 (100.0)	139,715 (100.0)	6,695 (100.0)

()内の数字はパーセント

資料: 第二表のものと同じ, с. 303-305.

合った数値である)のにくらべて、「馬鈴薯および野菜・瓜類」の比率が特に高いことに気づく。また、経営カテゴリ別畜産用家畜の比率は第三表^(二二)に示す通りであって、一般にコルホーツ員の個人的副業經營における家畜の保有率が非常に高いといえる。

このように、宅地付属地の面積それ自体およびその比率は非常に小さなものでしかないにもかかわらず、その上において実施される個人的副業經營は、国民經濟全体において多い場合には三割、四割の比重を占める部門もある(たとえば馬鈴薯、野菜・瓜類、乳牛、山羊など)ことは、そこに微妙な問題のひそむことを感しあせる(第一表および第三表参照)。

資料の年度から言って、以上に見たのは副業經營制限政策のとられたフルシチョフ農政後期に属する時期における個人的副業經營の經濟上の地位であったが、それだけに一層、ソビエト社会主义農業發展の現段階においてそれは必ずしも軽視しえない經濟的重要性を持つであろうといえる。

また、コルホーツ員の個人副業からの収入は、荒田洋氏の推定によれば、一九六三年においてコルホーツ共同經營からの四分の一ないし二分の一であり^(二三)、労働者との所得格差は、木原正雄氏によれば、貨幣所得についていえば、労働者の半分以下、現物分をいれて半分以上と考えられている^(二四)。

近年出版されたソビエトのある法律用語辭典の「宅地付属地」の項は次のようなことばで結ばれている。「宅地付属地利用は、ソ連国民經濟の發展と密接に結びついている。コルホーツおよびソフホーツの公共的經濟の成長、ならびにコルホーツ、ソフホーツによつて生産される農產物量の増大に応じて、宅地付属地上の副業經營の実施は市民

(この場合、当然コルホーツ農民が主として考えられている—筆者註) にとって經濟的に不利なものとなり、宅地付属地の必要性は少くなつて行き、徐々に完全に消滅するであろう。」

確かに、理論上では、社会主義農業における宅地付属地および副業經營は自らの存在理由の完全な否定へと向う過程にあるといえるが、以上に見たように現実の歴史的・政策的過程は決して単純ではない。

現在、ソ連邦では新しい農業アルテリ定款を作る準備が進められているが、それに関連して、コルホーツ農戸の宅地付属地および個人的副業經營は新定款においてどう取扱われるべきであるかについての議論が時折法学文献にあらわれる。(二六) 基本的方向は、イ・ヴェ・バヴロフの次のような結論に代表的に示されている。「一定の確立された枠内におけるその正常な存在と發展のためにコルホーツ員の個人的副業經營の法的地位は新定款によつて更に強化されなければならないが、同時に、個人的副業經營を基本的収入源に変える可能性をなくする厳しい手段、この經營にもたれかかった寄食的生活、寄生的生存を許さないための手段が新定款によつて定めらるべきである。」論点としては、「農戸」^{ドヴォル}という単位をどうみるか、社会主義農業の現在および将来にとつても存在意義が認められるとみるか、反対に時代錯誤的な過去の遺物であるとみるかにかかわることであるが、宅地付属地の配分の基本単位をコルホーツ員に置くか、従来通りコルホーツ農戸に置くか、それともコルホーツ員の家族に置くかという問題が主要なもの一つとなつてゐる。

(一) 大崎平八郎氏(同著「ソヴェト農業政策史」)によれば、革命後一〇年以上を経たこの時点において農業集団化が緊急の政治目標として設定された主な理由は、一九二七年から翌年にかけて市場向穀物量が極端に減少し、都市への食糧供給、穀

物輸出計画等に重大な脅威を与えることになったことに端を発し、この穀物調達危機の原因とその対策をめぐって、ブハーリンとスターリンとの意見の対立が生じ、後者の主張が勝利した」とある。スターリンはその原因を一七年の土地改革の欠陥—農民経営の分散性と零細性—の中に認め、その対策として農業の全面的集団化の必要性を強調した。(同書第四章第1—節参照。)

- (11) スターリン全集第111巻、邦訳大月書店版一三九頁以下参照。
- (11) 大崎、前掲書一八〇頁以上参照。
- (11) 前掲スターリン全集第111巻111八頁。〔成功と失敗〕
- (11) См. Сельское хозяйство СССР—статистический сборник, 1960, с. 41.
- (K) Постановление ЦИК СССР и СНК СССР от 1 марта 1930 г. «Примерный устав сельскохозяйственной артели» (История колхозного права т. I, 1959, с. 172 и сл.)
- (11) «КПСС в резолюциях и решениях съездов, конференций и пленумов ЦК», ч. II, изд. 7-ое, 1953, с. 595.
- (K) Постановление СНК СССР и ЦИК ВКП(б) от 17 февраля 1935 г. «Примерный устав сельскохозяйственной артели» (Там же, с. 427 и сл.)
- (九) 大崎、前掲書111頁参照。
- (10) Постановление СНК СССР и ЦИК ВКП(б) от 27 мая 1939 г. «О мерах охраны общественных земель колхозов от разбазаривания» (История колхозного права, т. II, 1959, с. 107 и сл.)
- (11) 大崎、前掲書111頁。
- (11) Н. Д. Казанцев, А. А. Русков (ред.), Земельное право, 1949, с. 227.

(111) Постановление Совета Министров СССР и ЦК ВКП(б) от 19 сентября 1946 г. «О мерах по ликвидации нарушенний Устава сельскохозяйственной артели в колхозах» (История колхозного права, т. II, с. 291 и сл.)

(112) Доклад секретаря ЦК КПСС тов. Хрущева Н. С. на Пленуме ЦК КПСС от 3 сентября 1953 г. «О мерах дальнейшего развития сельского хозяйства СССР» («Социалистическое сельское хозяйство», 1953, № 9.)

(113) К. Оболенский, Общественное хозяйство-главная сила колхоза (Цит. журн. 1953, № 12, с. 9.)

(114) Постановление ЦК КПСС и Совета Министров СССР от 6 марта 1956 г. «Об уставе сельскохозяйственной артели и дальнейшем развитии инициативы колхозников в организации колхозного производства и управлении делами артелей» (История колхозного права, т. II, с. 449 и сл.)

(115) «Советская Россия», 14 ноября 1964 г., см. Научно-практический комментарий к ГК РСФСР, 1966, с. 139.

(116) «Известия», 9 декабря 1964 г.

(117) Народное хозяйство СССР в 1964 г., с. 261.

(118) Там же, с. 245.

(119, 120) 第11表および第3表の資料について、1964年度の統計年鑑を使用した理由は、1964年度の年鑑および最新の1964年度の年鑑における分類方式に変更がくわえられ、「マルホーブ員の個人的副業經營」の数字のみを単独にとり出さんとするが、あたかも「さぬためである。

(121) 「中央公論」 1964年4月号 191頁。

(122) 「經濟評論」 1964年11月号 10頁。

マルホーブ農員の個人的所有権はいかに

(114) Энциклопедический словарь правовых знаний, 1965, с. 381.

(114) たゞゆき, О. С. Колбасов, Конференция по теоретическим проблемам будущего Примерного устава сельскохозяйственной артели, «Советское государство и право», 1966, № 3; Л. Халевина, Землепользование колхозных дворов, «Советская юстиция», 1966, № 2; И. В. Павлов, О правовом положении личного подсобного хозяйства колхозников, «Советская юстиция», 1966, № 6.

(114) И. В. Павлов, указ. статья, с. 25.

II コルホーッ農戸の個人的所有権の問題性格

コルホーッ法における個人的所有権

資本主義社会におけるとは異り、共産主義社会の第一段階としての社会主義社会においては、生産手段はすべて社会化され、個人としての市民が生産手段を私有するとは原則として許されない。なぜならば、生産手段の私有は容易に不労所得の源泉となり、そのことは人間による人間の搾取を認める結果となるからである。従って、社会主義社会における、個人としての市民の所有はむづかしい消費資料を客体とするとなる⁽¹⁾。このような所有を個人的所有、личная собственность とする。これに対して、生産手段を対象とする所有を私的所有、частная собственность する。

しかし、私的所有とは明確に区別された、個人的所有という概念がソビエト立法においてはじめて現れ、確立され

れたのは、一九三六年の憲法においてであった（憲法第七条および第一〇条）。それ以前のソビエト立法においても、私的所有および個人的所有という両様の表現が使用されてはいたが、その意義用法における区別はかなりあいまいで、あつた。たとえば、前章で引用した、初期のコムーナ定款、アルテリ定款における用法がそうだつたし、また、ネップ期に編纂されたロシア共和国民法典においても「私的所有」は広義に用いられており、その客体として生産手段ばかりでなく、「家具、個人的消費物」など、純粹に消費的な性質のものまで含まれていた（同法典第五二条および第五四条参照）。

このように「個人的所有権」という法律用語が、ソビエトにおいて三六年憲法によつてはじめて「消費資料に対する所有権」という意味において確定された理由は、何よりもまず、ソビエト国家の経済構成の変化に求められなければならない。すなわちそれは、一七年一〇月革命から一〇年代にかけてのソビエト経済は多ウクラード的^(五)であったが、第一次および第二次五ヶ年計画の過程を通過して三〇年代中期に至つてようやく社会主義的な单一ウクラードが基本的に確立されたことによるのである。従つて、それは歴史的に新しい所有形態であり、その新しさは、社会全体の再生産構造の歴史的な新しさによつて規定されている。「社会主義建設期において、「すなわち」多ウクラード経済の条件においては、個人的所有は形成されつゝあるにすぎない」。

三六年憲法によつて示された所有の体系は、ごく大掴みに言つて次のようになつてゐる。もつとも基本的な所有形態として、生産手段に対する社会主義的所有があり（第四条）、その中に、国家的所有と協同組合的（コルホーズ的）所有とがある（第五条）。前者は生産手段の社会化のより高度の水準であり、全人民の所有であつて、主として工業

に関連し、後者は国内における個々の集団の所有であって、主として農業に関連を持つ。そして、社会主義的所有から派生する副次的な所有形態として、消費資料に対する個人的所有があり、第七条（コルホーツ農戸の個人的所有）および第一〇条（市民の個人的所有）にわけて規定してある。^(七)

右のような、社会主義的所有体系における個人的所有の、社会主義的所有からの派生的地位からの帰結として、個人的所有一般の性格は次の二点に集約される。^(九) 第一に、「各人には労働に応じて」という社会主義の分配原則との関連において、それは勤労者の物質的関心を刺激し、社会的生産の増大への挺子となるという点、第二には、それはもっぱら個人的消費のみを目的とし、不労所得を得る目的で利用されではならないという性格を持つてゐる点である。またこの二点は、つきつめれば、個人的所有は社会主義社会における個人の物質的、文化的欲求を満足させるために、そしてそのためにのみ存在する、という命題にまで還元しうるであろう。なおここでは個人的所有の性格における特徴点について指摘したが、個人的所有についても同じことが、ただしイデオロギー的規範的次元において、いえる。

ここで、節を改めて、コルホーツ農戸の個人的所有権（憲法第七条第二項）と第一〇条の個人的所有権との異同を検討し、この作業を通じて、コルホーツ農戸の個人的所有権の性格的特徴を把握するための基本的視座を確かなものにしておきたい。そのことは、この所有権の具体的な構造分析へ移行するための不可欠な前提条件をなすであろう。^(一〇)

（一）社会主義社会における生産物（ことに消費資料）の分配について、マルクスは「ゴータ綱領批判」において大要次のように言つてゐる。——社会的総生産物は、経済的必要により、次の三つのものが控除されなければならない。第一に、消費さ

れた生産手段の補充部分、第二に、生産を拡張するための追加部分、第三に、災害や自然現象による破壊等にそなえる予備または保険基金。残りの部分は消費資料としての使用にあてられるが、各個人に分配されるまえに、また次の三つのものが控除される、第一に、生産に属さない一般行政費用、第二に、学校や衛生設備などのような、いろいろな欲求を共同でみたすためになてられる部分、第三に、労働不能者等のための基金。これらの控除の後に残った部分が個々の生産者の間に分配される。そして生産者の権利は彼の労働給付に比例する。(マルクス＝エンゲルス選集、大月書店版、第一二巻二四〇頁以下)

(11) これら二種の所有の相違点につき、前掲、稻子「ソヴェト社会主義法における私的所有権と個人的所有権」参照。

(11) См. Р. О. Халфина, Право личной собственности граждан СССР, 1955, с. 27; ее же, Право личной собственности, 1964, с. 27.

なお、いう迄もないことであるが、消費資料に対する所有としての「個人的所有」という概念は、すでにマルクス主義の古典において一度ならずあらわれている。たとえば、「資本論」第一部第七篇第二四章第七節「…資本制的な私的所有は、自分の労働を基礎とする個人的な私的所有の第一の否定である。だが資本制的生産は、一自然過程の必然性をもって、それ自身の否定を生みだす。これは否定の否定である。この否定は、私的所有を再建するわけではないが、しかも、資本主義時代に達成されたもの——すなわち協業や、土地・および労働そのものによって生産された生産手段・の共有——を基礎とする個人的、所有を生みだす。…」——傍点引用者——(青木書店、長谷部訳第一部下冊一六〇頁)、また右に引用したマルクスのことばの説明として、「反デューリング論」第一篇第一三章「…すなわち収奪者の収奪によってつくりだされる状態は、個人的、所有の復興であるが、しかし土地と労働そのものによって生産された生産手段との社会的所有を基礎とする復興である、と言われているのである。だれでもドイツ語のわかる人にとっては、これはいつのことばを意味している。それは社会的所有といういふのは土地とその他の生産手段とにかくするものであり、個人的、所有といふのは生産物すなわち消費対象

にかんするものであるということである。……」——傍点引用者——（大月書店、新訳研究版一五三頁）。

(四) 三〇年および三五年のアルテリ定款には、個人的所有の意味で「個人的利用」ということばが使用される。イ・ナ

リ・ブラウデはこの不正確な用法が三六年憲法第七条において訂正された、とみてよい。（И. Л. Брауде, Право личной

собственности в его развитии, в кн.: Вопросы советского социалистического права, 1958, с. 102, замеч. 1.）

(五) ハーリハ全集邦訳、大月書店版、第二七卷三三八頁参照。（「『左翼的』な兒戯と小ブルジョア性と」）

(六) Р. О. Халфина, Право личной собственности, с. 18.

(七) 社会主義的所有にこのような二つの形態が区別されるのは、社会主義的生産セクターに国家セクターと協同組合セクターが存在することと対応しており、また社会的生産に二つの形態が形成される必然性は、資本制社会における工業と農業の発展水準の差異に根拠をもつ。（前掲、藤田「社会主義的所有と契約」一三四頁参照。）

(八) これらの個人的所有権のほかに、三六年憲法は、個人経営農民（個人農）および家内工業者の特殊な私的所有をも規定する（第九条）。その特殊性は、主として、「個人的労働もとづき、他人の労働の榨取を排除する」点にある。しかしそのようないくつかの特殊性があるとはいえ、それは次の三点からみて個人的所有とひとに見なすことは不可能である。第一に、個人的所有は社会的生産物の組織的分配の結果であるが、この所有は生産物が生産者自身によつて実現されるのであり、社会的に分配されるのではない、第二に、前者は消費的性格をもつのに反して、後者は生産的使命をもつ、第三に、前者は発展しないあるものであるが、後者は亡び行くものである（См. Р. О. Халфина, указ. кн., с. 12 и сл.）。

なお、個人的所有に関する憲法上の規定は、六〇年代になつてはじめて民事立法（ソ連邦および連邦構成共和国の民事立法の基礎）一九六一年、および構成共和国の「民法典」——ロシア共和国の場合は一九六四年）に、より具体化された反映を有することになった。たとえば、ロシア共和国の民法典においては、第一一章（第一〇五条—第一一五条）は個人的所有権

一般的の章であり、コルホーツ農戸の個人的所有権については第一二六条以下に規定された。三六年憲法から新民法典にいたる時期には、憲法の個人的所有権の規定に反しない限りにおいてネット時代の民法典が適用されていたという (Cm. ykas. KH. c. 28.)。

(九) Tam же, c. 7.

(10) 本章では、農戸の個人的所有権の一般的性格を明かにすることが課題であつて、その法的な内部構造の具体的な分析は次章に予定されている。性格といい、構造といつても、そのようにはつきりと一線を劃して論じうるかどうかは問題のあるところだろうし、そしてまた、前者は後者の分析をまゝてより充分に明かにされるものであり、その逆もまた真であるが、次節では、主として憲法規定を手がかりとして農戸の個人的所有権の問題性格を考察するにとどまるであろう。

(1) コルホーツ農戸の個人的所有権の問題性格

憲法規定からみた二つの個人的所有権の異同を探ることによつて、農戸の個人的所有権の問題性格をあきらかにするのが本節の目標である。ところで、憲法規定からみるといつても、事柄は案外単純ではない。というのは、単なる条文の字句の上での比較はあまり意味がないばかりでなく、かえつて誤解へ導くおそれさえあるからである。また、憲法の条文そのものが社会の一定の歴史的発展段階のイデオロギー的所産(反映)であつて、そこには常にその発展段階に不可避的に随伴するある種の夾雜物が含まれることを免れないという事情もある。したがつて、二つの個人的所有権に関する規定の比較に際して、正しい結論を保証するものは何よりもまず、その権利の社会的=歴史的本質の認識であろうと思われる。

以上のことを前提としたうえで憲法の規定を見てみよう。

先にも述べたように、三六年憲法は個人的所有権について二ヶ所に規定をしている。一つは第七条第二項であり、他は第一〇条である。前者はコルホーツ農戸の個人的所有権を規定し、その条文は次のようになっている。「コルホーツの各農戸は、農業アルテリ定款にしたがつて、コルホーツの公共經營からの基本的収入のほか、小区劃の宅地付属地を個人的に利用し、かつ宅地付属地における副業經營、住宅、畜産用家畜、家禽および小農具を、その個人的所有とする。」後者は、市民の個人的所有権であり、その内容は次のようにある。「市民の勤労所得と貯蓄、住宅と家庭副業、家財と世帯道具および個人の消費と便益にあてる物に対する市民の個人的所有権……は法律によつて保護される。」

ソビエトで、ゲ・エヌ・ポリヤンスカヤがこの問題（二つの個人的所有権の異同の問題）を論じて、^(三)いるので、ひとまずその議論の大筋を紹介することからはじめよう。

「ソ連邦憲法第七条と第一〇条は二つの異つた個人所有制度——市民の個人的所有とコルホーツ農戸の個人的所有——を形成しているという主張は非常に議論の余地がある。」^(四) というのがポリヤンスカヤの見解のライトモチーフである。すなわち、デ・エム・ゲンキンは、第七条と第一〇条とはそれぞれ性質の異つた個人的所有であるとして（形態理論）、「この両者の相違点は「権利の」主体と客体の特質の中にあると考え、コルホーツ農戸の個人的所有を「第一〇条の」市民の個人的所有の枠外に押し出している。」^(五)（傍点筆者）が、これは誤ったとらえ方であるとポリヤンスカヤは主張する。従つて、論証の主要な努力は、第七条と第一〇条との間には主体においても客体においても異質性が認められないということに向けられ、副次的な論拠として次のような点が指摘される。すなわち、条文の規定の仕

方の形式的な面に着目して、第一〇条には、個人的所有権は「法律によつて保護される」という文言があるのに反し、第七条にはそれがない。従つて、もしも二つの個人的所有権の性質が相異なるものであるとするならば、法律による保護は第七条に及ぼされないことになる、とする。^(六)

また、主要な論拠のうち、主体については、「コルホーツ農戸は法人である」というゲンキンの説に反対し、それは法人と認めるに足る組織的統一性および財産の独立性をそなえていないとし、それはコルホーツ農戸の構成員の総体であるにすぎず、主体の性格は第一〇条におけると本質的にひとしいインディヴィデュアルなものであるとする。^(七)客体については、第七条の場合には小規模な生産手段の存在が認められるが、第一〇条の場合には認められないといふ一般的な考え方を駁して、第一〇条の個人的所有権の客体の中に家庭副業經營も含まれている、ところで、「家庭副業の実施は一定の小規模な生産用具と生産手段なしでは不可能である。」^(八)と言い、権利の客体の面においても、第七条と第一〇条との区別を認めない。

ボリヤンスカヤの結論は次の通りである。

「このようにして、われわれの見地からすれば、コルホーツ農戸の個人的所有は、主体においても客体においても市民の個人的所有の一種である。……従つて、憲法第一〇条で保障されている市民の個人的権利の法律による保護はコルホーツ農戸の個人的所有に対しても完全に及ぼされる。」^(九)

その論点における個々の細部にふれることはむしろ次章の課題の一部であるが、概して、ボリヤンスカヤの議論は法律論理として一貫しており、その限りで説得的でさえある。しかし、性急な断定は避けなくてはならないが、そこ

にはコルホーツ農戸の個人的所有というものの根本認識において何かしら欠けるものがあるような気がする。それは、第一に、社会主義の現段階における農業の、工業と比較しての後進性、低生産性の認識の問題であり、第二に、農民の小商品生産者としての「おくれた意識、すなわち、エンゲルスのいう「未来的プロレタリア」としての小農の「^(一〇)血肉にしみこんだ所有欲」の残りかすについての考慮の問題であると思われる。言い換えれば、それはコルホーツという社会主義的集団農業形態の歴史的本質の認識にかかわることである。

このような根本認識をもつてのぞんだ場合、確かに、社会主義的所有からの派生的・副次的性格という共通点が第七条と第一〇条に存在するが、それ以上に両者の間に共通点のみを見出すことは不可能であると思われる。

コルホーツ農戸が、第七条の個人的所有権にもとづいて割当られた宅地付属地の上で個人的副業經營をいとなむのは、第一に、コルホーツ農民に対する、農業生産力と農民意識とに見合った（無理押しをさけた）^(一)集団化政策（アルテリ形態を中心として集団化が行われたこと）の結果であるし、第二には、現在のコルホーツにおける公共經營の発展段階においては、そこからの収入のみではコルホーツ員およびその家族の物質的・文化的欲求を必ずしも完全に満しえないという事情によっている。そのことから導き出されることは、第七条の個人的所有は、アルテリ定款によつて定められた枠内においてではあるが、それはまぎれもなく一定の生産的目的を持つていてある^(二)（そしてこれが「人民内部の矛盾」の発生の原因の一つとなつていて）ところが、第一〇条のいわゆる市民の個人的所有は、もっぱら消費的性格を有している。ここに一つの個人的所有権の性格における最大の相違点を見なければならぬ。

(二) 宮沢俊義編「世界憲法集」(岩波文庫第八刷)二三四頁。但し、箇々の訳語については筆者自身の見解に従つた箇所がある。

(11) 画
。

(11) Г. Н. Полянская. Еще раз о праве личной собственности колхозного двора, «Ученые записки ВИОН»,

вып. 9, 1959.

(11) Там же, с. 44.

(11) Там же, с. 45. はるかに著書論文が多く
かがく短いところがあるが、筆者たるのうえ第一の参考文献がややたが、他の100近くは現在迄の
よりの参考する機会を得てないのが残念である。

1. Право личной собственности в социалистическом обществе, «Труды научной сессии ВИОН 1-6 июля 1946 г.», 1948.
2. «Советское гражданское право», т. I, 1950.

3. Право личной собственности в СССР, 1953.

(11) Полянская, указ. статья, с. 46.

(11) Там же, с. 57.

(11) Там же, с. 49.

(11) Там же, с. 57.

(11) マルクス＝ハングルス選集（大月書店版）第一七卷四三三三頁。（「ハラハスヒュイツの農民問題」）

(11) 第一六回党大会の決定（第一章一六八頁）参照。

(11) ハラハスヒュイツ、前節注(八) された憲法第九条の「特殊な私的所有権」との差異が不明瞭になるおそれもある

マルクス農戸の個人的所有権について

が、第七条の場合は、あくまで派生的・副次的であるという特色を持つのであって、この点においてあきらかに第九条とは異り、第一〇条と共通する。しかし、反面、社会主義建設がすすむにつれていつかは消滅すべき運命にあるという点で第一〇条とは異り、第九条にむしろ近いといふことがいえる。

III コルホーツ農戸の個人的所有権の構造

われわれの次の課題は、この特殊性に富んだ個人的所有権の存在構造をできるだけ具体的に、法的規制の中を探ることである。以下に制度としてのコルホーツ農戸一般ではなく、個々の実在的コルホーツ農戸の発生・変動・消滅の過程を軸として、コルホーツ農戸の個人的所有権の具体的構造分析を試みたい。しかし、その叙述に入るまえに、この所有権はいかなる社会的・経済的基盤に依拠しているのかを、第一章および第二章の論述をもとにして簡単に要約し、ついで主体をなぜ「コルホーツ農戸」と呼ぶかについてふれておくことは無意味ではないであろう。

この所有権を必然ならしめる社会的・経済的基盤として特に考慮しなければならないのは以下の三つの要素である。第一は、いうまでもなく、この所有権の基礎は農業であつて工業ではないということ、第二は、第一の要素そのものから出てくることではあるが、農民がなかなかそこから抜け出し難いところの小生産者意識の社会主義社会における残滓の存在であり、第三は、コルホーツ生産力の未発達によつて、コルホーツの公共生産からの配分によるコルホーツ農民の収入が彼らの物質的・精神的欲求をみたすに必ずしも充分ではないことである。

第一および第三の要素からコルホーツにおける個人的副業経営の存在が根拠づけられるが、特に注意すべきである

のは、この個人的副業經營の主体が、第一の要素、すなわち農業生産の特質に規定されて、農民個人ではなくコルホーツ農家になるということである。つまりコルホーツ（アルテリ）の農家は、一般に単なる家族的・血縁的共同体ではなく、同時に一種の生産共同体でもある。このような、副業經營の主体としてのコルホーツ農家は「コルホーツ農戸」（コルホーツ農戸）として法的に構成され、法律上特別の取扱いをうけることになる。

（一）コルホーツ農戸の発生と副業經營の基礎

1 コルホーツ農戸の発生とその内部構成および法的性格

— コルホーツ農戸の発生原因としては、コルホーツへの加入（基本的には個人加入）とコルホーツ農戸の分割（後出（二））の二つがある。ここでは前者についてのみ説明する。

— 加入の資格・条件としては、第一に年令的条件がある。「男女を問わず、満一六才に達したすべての勤労者ははアルテリ員たることができる。」（「模定」第七条第二項——以下「模定」は一九三五年農業アルテリ模範範定款を意味する）

第一は社会的条件である。原則として、富農と選挙権を奪われた者はアルテリへの加入を拒否される（「模定」第七条第三項および但書）。現在のソ連邦において富農はもはや存在しないし、刑罰としての選挙権剥奪も廃止（（二））されているので、その限りでは、この規定は意義を失つたのであるが、コルホーツの社会主义的性格からみて、働くことを好まず、寄生的生活を送る者に対しては、右の趣旨にしたがって加入申込が拒否される（（二））。

加入申込、採否の決定およびその後の諸手続は次のようである。

コルホーツ農戸の個人的所有権について

コルホーツへ加入を希望する者は、口頭又は書面でアルテリ管理部に對し採用願いを申し出なければならぬ。個人農その他の一家族全体がコルホーツに加入する場合は、家長（土地法典第六八条）が満一六才以上のアルテリ加入を希望する家族員全体を代表し、これらの者の副署した加入申込書をアルテリ管理部に提出する。^(三)もしも家族内でコルホーツ加入について意見がわかれれる場合には、加入賛成のものと反対のものとの間で農戸の分割が行われる。

加入の可否は、アルテリ員総数の過半数が出席する総会^(四)において〔模定〕第七条第一項、第二〇条第二項第二号、第三項、公開投票による単純多数決で決定される〔模定〕第二〇条第四項）。総会によつて加入が拒否された場合、地区執行委員会に苦情申立てすることができる。拒否が根拠のないものである場合、地区執行委員会は総会に對して再度問題を審議することを勧告する。総会の二度目の決定は最終的である。^(五)

三 以上の条件と手続をみたした場合、コルホーツ加入申請者は加入が許され、コルホーツのチャレンストヴォ^(六)を獲得しコルホーツ員となる。これによつてコルホーツ農戸発生のための「核」が出来上つたといえる。（ここで注意しなければならないのは、農戸はそれ自体としてコルホーツのチャレンストヴォを得ることはできないということである。）したがつて、次に問題としなければならないのは、コルホーツ農戸のチャレンストヴォである。それは別の観点からすれば、コルホーツ農戸の構成員の範囲の問題である。

コルホーツ農戸は、家族を持たない一人のコルホーツ員のみによつても成立しうる（土地法典第六五条参照）が、一般的にはコルホーツ員（それは勿論複数の場合もある）という「核」を中心とする複数の構成員によつて構成される。コルホーツ農戸の構成員であるための資格・条件としては次の二点が数えられる。第一点は、「核」となるコルホーツ

員との間に家族関係の存在することである。^(七)（核が複数の場合、これらのコルホーツ員同志が家族関係によつて結合されることは前提となつてゐる。）第二点は、労働能力のない年少者、老人等は除外して考えなければならないが、コルホーツ農戸の個人的經營に構成員自身の個人的労働によつて参加しなければならないといふことである。したがつて、コルホーツのチュレンストヴォは持たず、國家の施設・企業で働く労働者・勤務員であつても、家族の一員であり（第一の条件）、コルホーツ農戸の個人的副業經營に参加している（第二の条件）とすれば、自らの所属するコルホーツ農戸のチュレンストヴォを有することになる。^(八)また、不在の家族構成員の取扱いであるが、労働能力ある三年連続の不在者で自己の労働又は資金によつて農戸の經營に参加しなかつた者は、構成員とみなされず、持分権を失うが、兵役、教育又は病気の事由による不在者はチュレンストヴォを保持する（「ロ民」第一三三条——以下「ロ民」は一九六四年ロシア共和国民法典を意味する）。

このようにして、コルホーツ農戸の構成員の範囲が確定され、新たに発生したコルホーツ農戸は加入金を納入し（「模定」第九条）、基本的生産手段を社会化して（「模定」第四条）（なお次節参照）、コルホーツ管理部に備えつけの「コルホーツ員およびその家族の登録簿」に記入され、また同時に、村ソビエトによつて、「村ソビエト經營別台帳」にも登録される。コルホーツ農戸におけるあらゆる変動は遅滞なくこれらの帳簿に記録されなければならない。^(九)これらの登録は、コルホーツ・チュレンストヴォおよびコルホーツ農戸チュレンストヴォに形式を与え法律効果を発生せしめるという意味で重要である。

四 以上のような手続を経て成立するコルホーツ農戸は、本稿のはじめに紹介したようにパヴロフによつて次のよ

コルホーツ農戸の個人的所有権について

うに定義されている。再録すれば、コルホーツ農戸とは、「その労働能力ある構成員の全員又は大部分がコルホーツ生産に参加し、基本的収入をコルホーツから受取り、そのほかに小規模な個人的經營を宅地付属地において実施するところの家族的・勤労的結合体」である。

このような定義は、必ずしも、スコラ的形式的関心からのみなされるのではなく、コルホーツ農戸に關していえば、それは一定の実務的意義をもつ。すなわち、コルホーツ農戸と認定しうる場合と、そうではなく単なるコルホーツ農家（またはコルホーツ家族）としか認定しえない場合とでは異った法的規制をうける（たとえば、個人的副業經營を持たない「コルホーツ農戸」がある場合、それは右の諸要件に照して厳密な意味ではコルホーツ農戸ではないので、ロシア共和国民法典第一二六条以下および各構成共和国民法典のこれらに相当する条文の適用をうけず、一般の民法、家族法の規定が適用される）にもかかわらず、現行ソビエト立法にはコルホーツ農戸の規定が与えられていないので、その判定基準として役立つのである。

五 コルホーツ農戸には、この特殊な自然人の集合体を対外的に代表し、また対内的に經營の組織に當る職務をも

つ独特的の「機關」としての⁽¹⁰⁾ [Длг. глава двора]（土地法典第六八条では家長 *домохозяин* が存在する）。

戸長になり得る者としては、男女を問わず（土地法典第六八条参照）、また世代をも問わないが、コルホーツ農戸を代表して法律行為を行ふのであるから行為能力を有することが必要である。その際、民法上の行為能力は満一八才に達することによって与えられる（「ロ民」第一二条）が、コルホーツ法上は満一六才（「模定」第七条）であるのでどちらに従うべきかという問題がある。後者は部分的行為能力すなわち労働能力のみについて特に満一六才から認められた

ものと解するので、一般的民事取引の当事者となる戸長については前者に従うべきであろう。(二二)

戸長のなした法律行為から生ずる債務は、それが戸長自身の利益のためになされたのであることが立証されない限り農戸の債務であり、農戸財産によつて弁済されなければならない(「ロ民」第一二一八条)。

戸長が農戸の經營に熱心でない時は、農戸員は村ソビエトの許可によつて、戸長を同一農戸内の他の者に改める権利を持つ(土地法典第六九条参照)。

戸長は村ソビエトに登録される。

六 それでは、このような属性をそなえた権利主体の法的性格はどのようにとらえるべきであろうか。

学説としては、前章でふれたように、法人説(ゲンキン)と成員の總体説(ボリヤンスカヤ)とが正面から対立しており、第三の立場として、それは権利主体の二分法(自然人と法人)には納り切らない特別の主体であるとする説(リベツケル、デムボ、ペヴロフ)がある。また成員の總体説と第三説との折衷説(トルストイ、ルスコル)もある。この説は、コルホーツ農戸を法人とみることを拒否しつつも、法分野をわけて、民法上では自然人の總体であるが、土地法・コルホーツ法においては独立の権利主体としてあらわれるとする。(二三)

家族的・勤労的結合体である農戸を、設立行為によつて設立され、機関を有する法人とみることには無理がある。その反面、農戸は単なる家族的結合体ではなく、個人的副業經營の主体であり、付属地配分の基準となつており、また農戸構成員の最後の一人が死亡した場合にのみ農戸財産の相続が行われることなどの事情を考慮すれば、コルホーツ農戸に独立の権利主体性を認めないことも正しくないことがわかる。次に、農戸は戸長によつて代表されて民事上

の契約を締結し、一定の債務を負い、自己の財産によつてこれらの債務を弁済するのであるから折衷説にも賛成しない。農戸はやはり自然人でも法人でもない特別の権利主体とみるべきである。^(一四)

七 コルホーツ農戸の内部的財産関係は合有（「ロ民」第一一六条、第一二六条）であり、構成員の農戸財産における持分は、分与・分割（後出^(二)）および個人的債務の取立て請求の際にはじめて決定される（「ロ民」第一二九条第一項）。持分の規模は、未成年者および労働無能力者をもふくめた全成員平等の原則から出発して定められる（同第二項）が、労働能力者の持分は、農戸に加入してから日が浅いことや、労力又は資金による農戸経営への参加が不充分であることにかんがみて減少されることもありうる。

八 農戸^(ドヴォール)は、近代的な意味での個別家族に先行した大家族共同体にその起源を有するといわれているが、^(一五) ここはその問題自体について考察すべき場所ではないであろう。しかし、農戸が現在でも大家族構成をとるか否かは新定款編成に当つての問題点（宅地付属地分配の基準を現行方式通り農戸とすべきか、或はその中に含まれる家族とすべきか、等）との関連において明確にしておかなければならぬ点であろう。ソビエトの文献には、コルホーツ農戸が大家族構成である場合もあることが示されている。「一つの付属地区劃における副業經營を、時には二またはそれ以上のコルホーツ家族が実施することがありうる。例えば、「一つの」コルホーツ農戸に両親と未成年の子が住んで一家族を形成し、そのほかに、二人の成人し結婚した息子が自分たちの子と共に住み、同様に「それぞれ」独立したコルホーツ家族を形成する。このようにして、この農戸には一家族ではなく三家族が生活しているが、彼らは一箇の付属地經營を実施し、従つて、一つのコルホーツ農戸を形成している」（傍点筆者）しかし一般には、やはり個別家族によつて構成されて

いるであろうことは、一農戸当たり労働能力を持つ者の数が、国勢調査（一九五九年実施）の数字にもとづいて計算するとい、大よそ2.3人（^{（一七）}）あることから推定しうる。

2 コルホーツ農戸の個人的所有権の客体

一 権利の客体の一般的性格は、主体のそれとの密接な関連において存在する。したがつて、ここでもやはり副業經營という規定要因によつてその範囲と種類が限定される。また個人的所有権の客体そのものではないが副業經營の実施を可能ならしめる基礎としての宅地付属地がある。その規制がいかになされているかをあきらかにすることは次項（一九七頁以下）の課題である。

二 家族的・勤労的結合体としてのコルホーツ農戸は、その家族的結合体としての性格から、何よりもまず、家族的共同生活をいとなむための住宅用建物を個人的に所有する（「ロ民」第一二六条第二項）。（なお、土地は国有化されているので宅地については利用権をもつだけである^{（一八）}）そのほか、コルホーツ員である農戸構成員がコルホーツの公共經營から受とり、さらに彼らによつて農戸の所有に移された勤労所得、又は、彼らによつて農戸の所有に移されたその他の財産、同様に共同の資金によつて獲得された家財道具および個人的消費物がコルホーツ農戸の個人的所有に属する（「ロ民」第一二六条第三項）。

三 家族的・勤労的結合体であるコルホーツ農戸は、次にその勤労的結合体としての性格から個人的副業經營（耕作および畜産）を自ら行う。しかしこルホーツ農戸であることから、副業經營からの収入がコルホーツの公共經營か

ら分配される収入よりも大きいものであつてはならない。ここに、コルホーツ農戸の個人的所有権の客体としての個人的副業經營にさまざまな制限が設けられている根拠がある。

耕作については、主として生産手段・用具の側面から制限をうける。(宅地付属地は次項)。コルホーツ(農業アルテリ)が社会主義的農業經營形態であることと関連して重要なことは、アルテリ加入に際し、農戸の所有する基本的生産手段はすべて社会化されてアルテリの所有になることである。そのような社会化の対象として模範定款は、「すべての役畜、農具、貯蔵用種子、社会化された家畜の維持に必要なだけの飼料、アルテリ經營の運営に必要な經營用建物および一切の農産物加工企業」をあげている(「模定」第四条第一項)。したがつて、コルホーツ農戸の個人的所有として残る生産手段は「小農具」(「模定」第四条第三項)だけであり、小農具の中には「犁、播種機、耙^{ハサウエ}、脱穀機、草刈機」(「模定」第四条第一項)などは含まれない。

畜産については、役畜が生産手段としてコルホーツ農戸の個人的所有から除外されるという制限のほか、畜産用家畜については直接その保有頭数に制限が加えられる(「模定」第五条)。但し家禽および家兔については無制限である(同上)。ここで注意されなくてはならないことは、ソ連邦の領土は中緯度地帯から極北までの広大な地域にひろがり、また東西の幅も大きいので、気候風土において極めて多様性に富み、農業生産様式も多種多様である事実である。したがつて、個人的所有の許される家畜数の限界は全国一律には定められていない。模範定款は地域を四つにわける。いま一例として乳牛のみについて地域毎の制限頭数をみれば、第一地域は一頭、第二地域は二ないし三頭、第三地域は四ないし五頭、第四地域は八ないし一〇頭となつてゐる。

四 この所有権の性質は合有であり、したがつて各成員の持分は潜在的にのみ存在することは先に述べた通りであるが、さらに、客体の占有・利用・処分はコルホーツ農戸構成員全員の総意にのみもとづいて行われる。なお、コルホーツ農戸の個人的所有とは別に、コルホーツ農戸構成員の個人的所有がある。個人的勤労所得、貯金、また同様に構成員の個人的資金によつて獲得し、又は相続・贈与の手続によつて受取り、農戸の所有に移されていない財産は、構成員の個人的所有を構成する（「ロ民」第一二三条第一項）。但し、コルホーツ定款に従つてコルホーツ農戸にのみ所属しうる財産は農戸構成員の所有の客体になりえない（同条第二項）。

3 副業経営の基礎としての宅地付属地の割当

一 いうまでもなく、耕作および畜産にとって土地は第一義的な要素である。勤労的結合体としてのコルホーツ農戸が自らの個人的副業経営を実施するためには、生産の客観的諸条件として、前項（一九六頁）であつかった、コルホーツ農戸の個人的所有である「小農具」のほかに土地が不可欠とされる。この意味において、宅地付属地（各コルホーツ農戸に対し副業経営実施のためにコルホーツから割当られた土地区割）は、コルホーツ農戸の個人的副業経営の基礎であるといえる。ソ連邦では土地がすべて国有化されていることとの関連において、国有地がいかなる根拠と手続にしたがつてコルホーツ農戸の副業経営に對して割当られるかは一つの問題点である。さらにその面積の制限、また割当の基準単位の問題も重要である。

二 ソ連邦において、土地は、地中の鉱物、水、森林、工場、鉄道、銀行などの重要な生産手段と共に、「すべてコルホーツ農戸の個人的所有権について

国家的所持、すなわち全民の財産」（憲法第六条）であるが、コルホーツの占用する土地は、「無償かつ無期限の使用のため、コルホーツに所属するものと認め」（憲法第八条）られており、また、コルホーツの各農戸は、「農業アルテリ定款にしたがつて小区割の宅地付属地を個人的に使用」（憲法第七条第二項）することができる。憲法規定によつてコルホーツ農戸の宅地付属地利用権を根拠づければ右のようであるが、われわれはそれのみにとどまらず、より具体的に手続問題をも検討してみたい。

コルホーツの土地マッシューヴは、用途によつて二つの構成部分に大別される。一つはコルホーツの公共用地であり、他は宅地付属地フォンドである。前者はもつぱらコルホーツの公共的經營のために使用され、後者はコルホーツ農戸に付属地を保障するためのものである。この二つの構成部分は厳重に区別され、その面積と境界が次の三つの文書に記録されている。第一は、コルホーツの管理部に与えられ、地区執行委員会にその控えが保管されている「土地無期限使用証書」⁽¹⁰⁾、第二は、地区執行委員会の管理する「国家土地登録台帳」⁽¹¹⁾、第三は、各コルホーツの管理する「農戸別土地帳簿」⁽¹²⁾である。

各コルホーツ農戸はこの宅地フォンドからその所属するコルホーツの定款の規定に従つて宅地付属地の配分をうけるのであるが、注意しなければならないのは、この付属地の農戸への配分すなわち生産手段と労働力との結合は、何らかの契約によらず、コルホーツ・チュレンストヴォによつて媒介されていることである。各農戸に割当られた付属地は前掲の「農戸別土地帳簿」および「国家土地登録台帳」に登録される。このように付属地の登録が二重に行われていることは管理が念入りに行われることを意味するが、反面、序説にもふれたように、付属地の不当拡大等の問題

が起りやすいことをも暗示している。

三 宅地付属地の面積は、コルホーツ農戸の個人的副業経営の規模を直接規定する関係にあるので、農戸の経営が個人的副業としてとどまるためにその面積がどの範囲に制限されているかということは本稿のテーマにとって基本的な意味をもつ。

さきにも述べたように、歴史的にみて、三五年模範定款ではじめて具体的に宅地付属地の面積が定められたのであるが、これを一定の限界内に確定することの意義について、カザンツェフは次のように言っている。「これ「付属地面積の上限および下限を定めること」は、個々のコルホーツ員が模範定款で定められた副業経営の枠を越えようとする志向をいちじるしく拘束する可能性を与えると同時に、コルホーツ農戸に一定の最小限度の宅地付属地を保障する〔三四〕」

三五年模範定款の定めるところによれば、コルホーツ農戸の個人的使用に割当られる宅地付属地区割は「大きくなり」ものでなければならない。すなわちそれは住宅敷地を除き「四分の一ヘクタールから二分の一ヘクタールまでのいいだ」であり、但し個々の地区においては「ソ連邦農業人民委員部（省）の指示にもとづき、各共和国農業人民委員部（省）の定める州および地区の条件に応じて一ヘクタール以内」であることができる（「模定」第二条第五項および但書）。定款はそれ以上たち入って規定していないが、コルホーツ農戸の保有可能な家畜数の制限が各種の地域ごとに詳細になされていたのと同じ理由によって、実はこの但書が重要な意味を持つであろうことが推測される。

宅地付属地割当の基準単位は農戸である（「模定」第二条第四項、第五項）。それは宅地付属地利用権の主体は個々のコルホーツ農戸の個人的所有権について

における個人的副業経営の規模

チエコスロバキア社会主義共和国	ブルガリア人民共和国	中華人民共和国
統一農業協同組合 ECXK	勤労協同農業經營 TK3X	人民公社* (生産隊, 生産大隊)
組合員家族* членская семья	農民經營 крестьянское хозяйство	農家 (原語「戸」)
宅地付属地 приусадебный участок	宅地付属地 приусадебный участок	「自留地」**
0.5 ha まで** 地域により(山岳地帯) 1ha まで(但しそのうち耕地は 0.5ha をこえてはならない)	集約的農業地域では 0.2 ha まで 地域により 0.5ha まで	この種の土地の面積は 「毎戸社員人口」の多少を考慮して決定するが、1人当りの面積はその村の平均1人当りの土地面積の 5%をこえてはならない。
(社会化すべき生産手段の規定のみある。61年模範定款 §34 II)	国全耕地の 7.5%が 付属地。	人民公社全耕地の 5—7%が自留地。1農戸当たり 0.1—0.09ha。
乳牛 1 食用豚、年間 1—2 蜜蜂10巣まで 羊、小家畜(にわとり、 が鳥、家兔)一個別の 定款で定める	乳牛又は牝野牛 1 および仔牛 牝豚 2 までおよび仔豚 羊 3—5 および仔羊 ろば又はらば 1 家禽、家兔、蜜蜂—無制限	「家禽、家畜」とのみ示され、その種類・数量の指示なし。
	(国全体の家畜中における割合) 大有角家畜 33% 野牛 77% 豚 38% 羊 32% 山羊 80% 家禽 70%	
* 家族の個々の成員ではなく共同体としての家族を意味する。 ** 特別耕作物(野菜、ぶどうなど)の植付面積は 0.1 ha をこえてはならない。		* 高級合作社時点での基準をとった。 ** この用語そのものは 1956 年 3 月の農業生産合作社示范章程 §17 による。

第四表 社会主義諸国の集団農業經營に

コルホーツ農戸の個人的所有権について

		ソ連邦	ドイツ民主共和国
集団經營の名称・種類	コルホーツ (農業アルテリ)	農業生産協同組合 LPG (第III型)	
個人的副業經營の単位	コルホーツ農戸 КОЛХОЗДЫЙ двор	各組合員がその家族と共に jedes Mitglied mit seiner Familie	
付属地	名 称 基準単位 (=經營単位) 当り面積 (模範定款による)	宅地付属地 приусадебная земля 0.25—0.5 ha 地域により 1 ha まで	家庭經營用地 die Hauswirtschafts-parzelle 0.5 ha まで
	統 計	国の全耕地の 3.3 %が付属地、1 農戸当りの付属地は 0.31ha、そのうち耕地は 0.26ha.*	
保有を許された生産手段(土地以外)	畜 产 用 建 物 小 農	畜 产 用 建 物 小 農	(土地以外の生産手段についての定款に特に規定なし。)
個人用家畜	基準単位 (=經營単位) 当り家畜の種類および数 (模範定款による)	第1地域(穀物、綿花等の生産地)の場合; 乳牛 1 および仔牛 2 以内 牝豚 1—2 及仔豚 羊および山羊合計 10 まで 家禽、家兔—無制限 蜜蜂 20 巢まで	乳牛 2 までおよび仔牛 牝豚 2 までおよび仔豚 羊、山羊、家禽、家兔 その他の小家畜 —無制限
	統 計 国民経済中に占める個人經營部門の割合	第三表 (173頁) 参照。	(協同組合飼育家畜における割合) 乳牛 16.7% 豚 17.9% 羊 15.8% 家禽 85%
備 考	* なお第二表 (173頁) 参照。		

資料については注(三) 205頁以下参照。

ルホーツ員ではなく、農戸であることによる。しかし、同一コルホーツ内でも定款の基準の範囲内で付属地規模が種々でありうる。(二六)

四 今日、社会主义体制をとる国家はソ連邦以外にも十指にあまる。それらの諸国で同様な個人的副業経営の制度があるか否か、もしあるとすればソ連邦の場合との異同はどうかということは単なる好奇心以上に学問的な重要性をもつと考えられる。というのは、そのような比較を通じて、本稿の場合、ソ連邦の社会主义ないし社会主义的集団農業の特質又は普遍性がはつきりしてくるであろうからである。また、この種の比較の可能性についてであるが、いずれも社会主义国家であるという点で社会構成体の歴史的発展段階を基本的には同じくし、またそこにおける集団農業経営形態であるという点に共通性があるので比較は可能であり、かつ意味があると思われる。

比較のメルクマールとしては、主として次の二点を考えている。一、付属地および自家保有家畜数の決定の基準は何に置かれているか(農戸、家族、個人のいずれか?)二、認められている副業の規模(宅地付属地面積、自家保有家畜数など)はどの範囲であるか。その理由は、第一点については、農戸というソビエト・コルホーツ法上の特殊な主体概念がどの程度の普遍性をもつかという間に答えるためであり、第二点については、付属地面積および個人的家畜数の比較は(もちろんその際、各の自然的諸条件を考慮しなければならないが)各の集団農業の特色を示す一つの標識となりうるのではないかと考えるからである。しかし今回なしえた(しかも不充分に)ことは次の四ヶ国、すなわち、ブルガリア人民共和国、ドイツ民主共和国、中華人民共和国、チエコスロバキア社会主义共和国に関する基礎資料のとりまとめにとどまつた(第四表)。表をもとにした具体的な論述は更に資料と研究の蓄積を待つて将来の課題としたい。

(1) Закон от 25 дек. 1958 г. «Об отмене лишения избирательных прав по суду» (Ведомости Верховного Совета СССР, 1959, № 1)

(11) И. В. Павлов, Колхозное право, Госюризат, 1960, с. 91 и сл.

(111) Справочник по законодательству для председателя колхоза, Госюризат, 1962, с. 41.

(四) 一九五〇年に「小規模コルホーツの総合措置がなされた以来（コルホーツ平均農戸数が二戸ならず四戸以上となる、それ以前は五〇ないし六〇戸）、屢々総合をひらくことが困難となつてゐるのを、現在では、一連のコルホーツにおいて、総代集会が加入問題等の審議に当る。（*Там же*）

(四) *Там же.*

(六) チャーチルホーファーの「メンバーシップ」とは、ある団体の構成員たる地位・身分ないし関係を指す、藤田教授が「組合員関係 Mitgliedschaft」（藤田「社会主义的所有と契約」二八四頁）として指摘されているのがそれである。一種の「社員権」であるが、更に研究が必要とされる。

(七) 土地法典第六条は、採用といふ家族関係によらないチャーチルホーファー取得の原因をもがかげてゐるが、現在ではあまり意味をもたなくなつてゐる。なお後出(11)参照。

(八) ルのよくな、労働者・勤務員をかかえたコルホーツ農戸は「混合農戸」と呼ばれる。

(九) Ф. Г. Ивановский (ред.), 740 вопросов и ответов по колхозному законодательству, Госюризат, 1961, с. 314.

(10) 田戸はコルホーツ農戸を単に代表するだけであり、農戸内において財産上の特権を何ら有しない。

(11) И. В. Павлов, Колхозный двор и его правовое положение, Госюризат, 1954, с. 38.

コルホーツ農戸の個人的所有権

(111) ルベーナーは私見と反対説をもつ。См. А. А. Русков, О правосубъектности и личном составе колхозного двора, «СГ и П», 1955, № 2, с. 47. なお「ロ民」第111条も参照。

(111) ルベーナーは学説の分布状況について特に参考になつたのは、Д. Ф. Еремеев, Право личной собственности в СССР, Госиздат, 1958, с. 106 и сл.

(14) 稲子教授は、農戸を自然人でも法人でもない第三のカテゴリの権利主体とみるパヴロフの主張は、世帯を自然人でも法人でもない「家団」として概念構成しようとした末弘博士の家団論と共通して述べられる。〔前掲「ソヴィエト農村家族における世帯財産共有制」一九頁、二九頁〕

(15) ハンゲルス「家族・私有財産・国家の起源」岩波文庫七七頁以下および1160頁注(15)、福島正夫「人民公社の研究」お茶の水書房一七八頁、稻子前掲論文111頁。

(16) И. В. Павлов, Колхозный двор и его правовое положение, Госиздат, 1954, с. 16.

(17) 1959年コルホーツ農戸総数 18,474,400戸 (a) Сельское хозяйство СССР,

公共経営に従事するコルホーツ員総数 32,279,727人 (b) Госстатиздат, 1960, с. 52.

個人的副業経営に従事するコルホーツ員, 9,864,801人 (c) Итоги Всесоюзной переписи населения 1959 г., Госстатиздат, 1962, с. 96.

$$1\text{ 農戸当たり労働能力者数 } \left(\frac{b+c}{a} \right) \quad 2.3人$$

「大ふや」へ転じたのは、③の中のコルホーツ農戸の成員以外の者が含むられてゐるからである。

(18) 1、穀物、綿花、甜菜、亜麻、大麻、馬鈴薯および野菜、茶と煙草の主産地 11、畜産の発達した農業地方 三、農業の意義が大きくなく、畜産が決定的役割を演ずる非遊牧および半遊牧地区 四、農業が殆んど何らの意義をもつたず、畜産

をもつて經濟の普遍的形態とする遊牧的畜産地方

(一九) 農戸構成員の所有と農戸の所有との区別は稻子前掲論文(ソゾエト農村家族における世帯財産共有制)にくわしい。

(110) Постановление СНК СССР от 7 июля 1935 г. «О выдаче сельскохозяйственным артелям государственных

1962, с. 63 и сл.)

Постановление Экономического Совета при СНК СССР от 19 окт. 1939 г. «Об утверждении Колхозной

Н. Д. Казанцев, А. А. Русков (ред.), Земельное право, Госториздат, 1949, с. 224.

(一五) この点につき福島要一氏は「集団農場の話」(岩波新書、二五頁)で次のようにいわれている。「五反乃至二反五畝といえど、日本で考えればそう小さい面積ではないが……土地の肥沃さがまるでちがうから、日本でいえば一反たらずにもあたるまい。」

Н. Д. Казанцев, А. А. Русков (ред.), указ. кн., с. 226, Б. В. Ерофеев, указ. кн., с. 191

コルホーベ農戸の個人的所有権について

全体として I. V. Павлов, Колхозное право, Госиздат, 1960, с. 362 и сл. が参考されたが、固有とは連邦：
Примерный устав сельскохозяйственной артели, принятый Вторым Всесоюзным съездом колхозников-
ударников и утвержденный СНК СССР и ЦК ВКП(б) 17 февраля 1935 г. (История колхозного права, Гос-
издат, 1959, т. I, с. 427 и сл.) ならびに民主共和国：Musterstatut für landwirtschaftliche Produktionsgenossen-
schaftsbauern, Staatsverlag der DDR, Berlin, 1965. ならびに民主共和国：Примерный устав единых сель-
скохозяйственных кооперативов, принятый постановлением V общегосударственного съезда ЕСХК 26 марта
1961 г. и утвержденный постановлением Правительства 26 апреля 1961 г. (ЧССР-Конституция и законода-
тельные акты, Изд. ЧМО, 1962, с. 271 и сл.), Валер Фабри, Сельскохозяйственно-кооперативное право Че-
хословакии, Госиздат, 1960. マルガロア人民共和国：А. Д. Ступов, Развитие социалистического сельского
хозяйства в Болгарии, Госиздат, 1960. 中華人民共和国：高級農業生産合作社示范章程（一九五六年六月三〇日第
一屆全國人民代表大會第三次會議通過）（中华人民共和国法規選輯、法律出版社、一九五六年、一九七頁以下）、山下竜三は
か著「中国の国民生活」法律文化社、一九六五年。

①個人的副業経営の実施と各種の法関係

1 生産および実現の過程における法関係

1 生産過程はそれ自体としては法的関係ではない。しかし、本稿のテーマの場合、個人的副業経営がそのような
のとしての枠を踏みこえないための限度が問題になっているので、その観点から生産過程の周辺をめぐるいくつか

の法的・規範的諸関係を検討してみることは可能であろう。

まずはじめに問題となるのは、宅地付属地の上で栽培されるのはどのような種類の農作物でなければならないかということである。三五年定款において、宅地付属地という言葉の次にカッコをして菜園、果樹園という言葉を挿入してある（「模定」第二条第四項）のは、付属地利用の内容を明示するためである。すなわち、宅地付属地は馬鈴薯および野菜、漿果灌木、果樹等の栽培に利用されるべきであつて、穀物を栽培することは奨励されていない（^{（1）}）。具体的には、付属地において穀物の播種地をもつ農戸に対して、個人農と同率の義務納入が課せられた反面（但し義務納入そのものは一九五八年に廃止された）、付属地に果樹を植えることがすすめられた（^{（2）}）。（畜舎の種類および頭数については前に述べた（^{（2）}）。

次に、労働力の面についていえば、個人農経営の場合でさえも他人の労働の搾取の排除が規定されている（憲法第九条）のであるから、コルホーツ農戸の副業経営の場合も、農戸構成員が自らの労働によつてこれを実施しなければならず、外から人を雇い入れることは禁じられているとみなければならない（なお、「模定」第一三条参照。また採用制度については（^{（2）}）。したがつてここには雇用契約なしし労働契約関係は存在しない。また副業経営には、コルホーツの労働から自由な時間においてのみたすさわることができる（一九一九年労働農業アルテリ模範定款第四六条）。

宅地付属地そのものについては、その不当拡大——過去にしばしば実例のあつたことは序説で述べた——が刑法上の罪に問われることはもちろんであるが（合同決定「コルホーツ共用地盜用防止に関する処置について」第三条、ロシア共和国刑法典第一九九条）、その勝手な処分（贈与、交換、売買、賃貸借等）も同様に刑法規定によつて禁止されている（ロシ

ア共和国刑法典同条)。また同時にこれらの行為は、コルホーツ・チュレンストヴォ剥奪(除名)の原因でもある(後出(三)1および2参照)。

これらの制限条項の反面、コルホーツ管理部は、役畜と農具を提供してコルホーツ員の付属地耕作、付属地収穫物や個人用家畜飼料の運搬などを援助しなければならないのである(三)(模定)第四条第四項)。なお同条によれば「有料で」提供することになっている(賃貸借)が、使用貸借の場合もありうるであろう。これらの詳細はコルホーツの「内部秩序規則」で定められることになっている。(四)なお、コルホーツ農戸の畜産用家畜のために、宅地付属地のほか、牧場 выгоны и пастбища の利用が許されている。(五)

二 実現過程における法関係であるが、個人的所有を起点とする所有の運動過程を媒介する法形態は、一般にあまり重要な問題を提起しない。というのは、個人的所有は社会主義的所有から派生するものであり、消費的性格が基本となつてゐる。つまり社会主義的所有の運動の最終端に位置するからである。しかしコルホーツ農戸の個人的所有は一定の生産的目的をそなえているので、そのかぎりでその運動が考えられ、これを媒介する法形態の存在も予想しうる。

宅地付属地から得られた生産物は、個人的所有権にもとづいて、コルホーツ農戸自身が法律で定められた範囲内で自由に処分することができる(「ロ民」第九二条)。この生産物は、一部は現物形態のままコルホーツ農戸によつて消費または貯蔵され、残りの部分は商品として国家買付の方法によるか、あるいはコルホーツ市場(バーサール)における自由販売の方法により実現される。(六)ここでは特に後者を問題にしたいのであるが、このような個人的副業經營の小商品生産的側面は、コルホーツ農民の側からの現金収入への魅力、都市住民の側からの国営市場におけるよりもより新鮮

な農産物が入手できるという魅力によつて支えられているのであらう。しかしこの二つの「魅力」を別の側面から見れば、それはコルホーツにおける公共部門の生産力の発展が依然として不充分で、多様な物質的・精神的欲求を満しうる収入を各コルホーツ員に保障しえないことにに対する危険信号であり、また、農業生産物の国家流通機構の不備を示すものといえる。この関係を福島正夫教授は、「バザールがさびれるときコルホーツが栄える」^(七)と端的に指摘されている。

しかしながら、コルホーツ農戸に現実に余剰農産物が存在する場合、これを放置することは国民経済全体の観点から合目的的でない。そこで、コルホーツ員の農産物の余剰部分の実現を規制しかつ改善するためにいくつかの法令が制定されている。そのうち主要なもののは、一九五三年一〇月二三日づけ「ソビエト商業の一層の発展の措置に関する」合同決定^(八)であり、第二は、一九六一年二月二五日づけ「コルホーツ員およびコルホーツの農産物の余剰の実現組織の改善に関する」合同決定^(九)である。

前者においては、大都市および工業中心地におけるコルホーツ市場の設備の充実がはかられた（第四二条）ほか、消費共同組合を通じて、コルホーツ市場に余剰部分を委託販売する方式が規定され（第四三条）、また運輸の改善が指示された（第三八条^(四)および第四四条）。

後者においては、「国家に対する売渡しの義務をおえた後に残つてゐる余剰農産物を実現するため、多くのコルホーツ員たちが、しばしば遠くにあるコルホーツ市場に出かけ、そのためコルホーツ生産から遊離している。これは労力と時間のいちじるしい浪費と、運送手段の賃借および販売される生産物の保管に要する大きな出費をきたしてい

る」旨を前文にかかげ、これらの無駄をなくすために、消費協同組合がコルホーツ員およびコルホーツから余剰生産物の買付 *закупка* を行い、これをコルホーツ市場で売るという方式が必要であることが決定された（第一条）。また、リストローヴ ⁽¹⁰⁾によれば、「多くのコルホーツが、コルホーツ員たちの「個人的な」農産物（牛乳、馬鈴薯、野菜）を自力で実現する方式」⁽¹⁰⁾すなわち、コルホーツが自分のところの農民の余剰生産物をとりまとめてコルホーツ市場に運びかゝ販売する方式をとりはじめたという。

コルホーツ農民（農戸）の手許にある余剰農産物の各種の実現方式をとりまとめると以下の五種類になるであろう。

- 一 國家買付に応ずる
- 二 個人でコルホーツ市場に出かける
- 三 消費協同組合に販売を委託する
- 四 消費協同組合の買付に応ずる
- 五 コルホーツに委託する

これらの種類のおののにつき、それぞれ法関係のタイプが異り、従つて、それぞれの法的問題点が存在することは確かであるが、充分な資料のととのわないので現在、この点のより深い検討は他日を期すほかない。ただ、一言すれば、第五の形態につき、これを民法上の委任契約関係とみることに反対し、それはコルホーツ・チュレンストヴォに基く関係であるとする説が出されていることを述べておきたい。⁽¹¹⁾

コルホーツ市場における販売は、国定価格ではなく市場価格による〔「農民」第二四〇条第二項〕。

2 国家に対する義務

一 一九五七年までは国家への農産物の義務納入と、農業税がコルホーツ農戸の国家に対する義務の二本の柱であった。しかし、コルホーツ、ソフホーツの生産が増大し、そこにおける調達のみで間にあうようになったこと、およびコルホーツ農民の物質的地位の改善のためという理由で、五八年以降前者が廃止されたので、ここでは一九五三年の「農業税に関する」法律の中に、コルホーツ農戸の個人的所有権の性格を浮彫りにする規定を探つてみたい。

コルホーツ農戸の個人的副業經營が重要な意義と役割をもつことは事実であるが、しかしそれはあくまで補助的なものにとどまる。コルホーツ農業の発展の中で決定的な意義をもつのは公共經營部門にほかならない。この意味において、以下のような税額の加重事由があげられていることを示すことは、逆に農戸の個人的所有権の派生的・副次的性格を別の角度から示すことに役立つと思われる。

加重事由の第一は、コルホーツ農戸の個々の成員が、相当の理由なしに前年度コルホーツにおける作業日最低限を果さない場合である。これに対しては五〇%加重される（第六条）。第二は、コルホーツ農戸内の個々の労働能力ある家族員がコルホーツ員の地位をもたず、あるいはコルホーツから除名されたまま雇用労働についていない場合。これに対しては七五%の加重である（第七条第二項）。第三は、当該年度にコルホーツを除名された農戸は、除名の時期が何月であろうとも、個人農と同一の割合で、つまり一〇〇%加重されて課税される（第七条第一項）のである。

- (1) Земельное право, Госиздат, 1949, с. 227. и сл.

(11) Там же.

(111) 740 вопросов и ответов по колхозному законодательству, Госиздат, 1961, с. 317.

(1111) Там же, с. 318.

(11111) Б. В. Ерофеев, Советское земельное право, Изд. «Высшая школа», 1965, с. 187.

(111111) 義務納入の廢止めいしのたるしとしの次項つぎのは法 (111) 参照。

(1111111) 福島前掲論文〔（）連農業企業の問題〕 111K. 頁。

(11111111) «О мерах дальнейшего развития советской торговли», в Совете Министров СССР и ЦК КПСС («Правда» 23 окт. 1953 г.) (История колхозного права, т. II, Госиздат, 1958, с. 408)

(111111111) Постановление ЦК КПСС и Совета Министров СССР от 25 февр. 1961 г. «Об улучшении организации сбыта излишков колхозников и колхозов» (Справочник по законодательству для председателя колхоза, Гостиздат, с. 352 и сл.)

(1111111111) В. А. Лисковец. Правовое регулирование колхозной торговли, «СГ и П», 1956, № 2, с. 87.

(11111111111) Там же, с. 88.

(111111111111) Постановление ЦК КПСС и Совета Министров СССР от 4 июля 1957 г. «Об отмене обязательных поставок сельскохозяйственных продуктов государству хозяйствами колхозников, рабочих и служащих» (Справочник по законодательству для председателя колхоза, Госиздат, 1962, с. 353 и сл.) 废止めいしとしの定量の馬鈴薯、家畜頭数かしゆに応じた半毛、保有家畜数ほゆに応じた半毛、保有家畜数ほゆに無関係むかんけいとし

定量の肉と卵の義務納入が各コルホーツ農戸に課せられた。

(111) Закон о сельскохозяйственном налоге (Там же, с. 383)

(3) コルホーツ農戸とその副業経営の変動・消滅

1 副業経営の縮小・消滅

— 主体であるコルホーツ農戸が消滅すれば、副業経営もそれに伴つて消滅するが、この場合を除けば、一般に副業経営の変動・消滅は主体の変動とは独立に発生しつる。この意味で、副業経営の変動・消滅を主体のそれよりも先にとりあげることは許されるであろう。この場合、副業経営（ことにその基礎をなす宅地付属地が最も問題になるのであるが）の変動、といつても、それ自体の性格からして、縮小されあるいはゼロにされる（なる）場合のみが考えられる。

まず縮小の場合であるが、第一に、コルホーツ農戸が自発的に自己の使用する付属地を定期の規定より減らしたいと希望する場合が考えられる。この場合、申出によってコルホーツ員総会がこの問題について決定を下し、地区委員会の承認を求めることになる。宅地付属地から切離した土地はコルホーツによって完全に利用されなければならぬ。第二に、強制的に縮少させられる場合について、ある文献は、「コルホーツ家族の労働能力ある成員がアルテリの公共的生産に不充分な参加をする場合、個々の成員が勝手にコルホーツ外の仕事に出かける場合」をあげている。

しかしこれは、フルシチョフ農政第二期の基本方針を示す「農業アルテリ定款ならびにコルホーツ員の創意の一層の発展に関する」合同決定の精神にむづくものであり（特に決定本文第四項）、最近ではむしろ付属地利用の「不变性」

と個人的家畜数の「強固な標準化」が提案されている。^(四)

二 次に、宅地付属地の消滅であるが、これにも同様に二つの場合が考えられる。第一は、アルテリの公共經營が非常に発展して、各農戸が個人的副業經營を行う基礎としての付属地を全く必要としなくなる場合である。しかしこれは現在のところまだ空想にとどまる場合が多いであろう。第二は、アルテリ員が各種の法令違反行為を行つて、宅地付属地を没収される場合である。このような違反行為として、ある文献で、(一)農戸がとっくにコルホーツ生活から離れ、事実上コルホーツ構成員でなくなっている偽のコルホーツ員から成立している場合 (二)コルホーツに加入している労働能力ある農戸成員が、定められた作業日最低限を満さない場合 (三)コルホーツ員が第三者に付属地を賃貸し、または譲渡する場合の三つがあげられている。^(五)これらはいずれも主体たるコルホーツ農戸の消滅の事由ともなりうるものであつて、「コルホーツ共用地濫用防止措置に関する」決定にもとづいている。

以上のはか、コルホーツ農戸が長期にわたつて付属地を利用しないまま放置する場合をあげる文献もあるが、その法令上の根拠はあきらかでない。

2 コルホーツ農戸の変動・消滅

一 コルホーツ農戸の変動として、農戸構成員の増大および減少をとり扱う。

まず、農戸構成員の増大の主要な原因としては、出生、婚姻の二つがあげられる。

コルホーツ農戸は何よりもまず、家族的結合体であるから、コルホーツ農戸に出生した子は、父母の所属する農戸の構成員と認められる（「ロ婚家」第五六条第一項参照——以下「ロ婚家」とはロシア共和国婚姻・家族・後見法典を意味する）。

もしも両親が異ったコルホーツ農戸の構成に属する場合には、子は、その許に子の生活している親の選択により、これらの農戸のうちの一つの構成員として登録される（同条第一項）。また、子をいざれかの農戸の構成に含めることについての争いは、子の利益にしたがい裁判所によつて解決される（同条第三項）。

婚姻によるコルホーツ農戸構成員の増大に関して問題になる点は、第一には、婚姻について農戸構成員の同意の必要の有無であり、第二には、事実婚をどう扱うかである。第一点に関しては、わが国におけると同様に、婚姻は両性の合意のことが最も主要な要件であり（「ロ婚家」第四条）。当人以外の者の同意は要件とされていない。従つてコルホーツ農戸の構成員の同意は必ずしも必要ではない。もしも構成員の間で意見がわかれた場合は農戸の分与又は分割が行われる^(七)。次に、現行立法が登録婚主義をとる（「ロ婚家」第一条第二項）ことと関連して、事実婚的関係にある者について農戸の成員としての資格（ユレンストヴォ）を認めるかどうかは非常に困難な問題であり、ヴォローシンによればソ連邦最高裁の実践（判例）も区々であつて、一九四七・四八年には事実婚に対して不利な判決実践がなされ、一九五五年には反対に事実婚に対して有利な実践がなされている^(八)。

これらのほか、コルホーツ農戸の構成員は採用によつても増大する（土地法典第六六条）。採用とは、農戸の労働力の不足を補うために（たとえば、農戸に老人だけが残った場合）行われる伝統的な制度であり、成人者が対象となる点で養子縁組とは異なるものであるが、現在では老人など労働能力を失つた者に対するコルホーツの物質的援助が増大されているので、この制度は以前とは異りその実際的必要が殆どなくなりつつある^(九)。

二 コルホーツ農戸構成員の減少は構成員の一部の他出 выход および死亡によつて生じ、コルホーツ農戸の消滅

は農戸財産の分割 *раздел* および全構成員の死亡^(一)、またはコルホーツ・チュレンストヴォをもつ全農戸員がその資格を失うこと（除名など）によって結果する。ここでは、まず、構成員の一部の他出に伴つて行われる農戸財産の分与 *выдел* ならびに分割を主として個人的副業經營に視点をしづつて眺めてみたい。その次に、構成員の死亡によつて開始される相続の問題をとりあつかう。

分与（「ロ民」第一三〇条）とは、農戸の成員のうちの一名ないし数名が、農戸の合有財産における持分（「ロ民」第一二九条）を受取り、新しい農戸をつくる意図は持たないで他に転出する（具体的には、労働者又は勤務員となるためにコルホーツを去る、又は婚姻・採用等により他の農家に入るなど）ことを意味する（^(二)）。個人的副業經營を有することはコルホーツ農戸にとつて基本的な要件であるから、新たに農戸をつくる意図を持たない他出者は自らに副業用の農具等の分与を請求する権利を持たない。すなわち、「現物による持分の分与は、農戸からその副業經營を実施するに必要な建物、家畜および農具を奪うことのないよう考慮して行わなければならない。」（「ロ民」第一三〇条第一項）従つて、他出者が現物で分与を受けうるのは副業經營とは関係のない、農戸に属する日常的財物に限られる。また、持分の現物による分与が不可能な場合は、持分に相当する額の金銭によつて支払われる（同条第二項）。

分割とは、農戸の合有財産がその全成員に分配され、その結果として以前の經營体が消滅し、その基礎の上に二つ又は数箇の新しい農戸が形成されることを意味する（^(一)）。すなわち、古い經營体の消滅がそのまま新しい副業經營の主体の発生となるのであるから、当然のことながら、分与の場合とは全く異り、副業經營用の生産用具等の分割が第一に重要なものとなる。^(一) 分割はコルホーツの利害と直接に結びついている。というのは、それは新たに形成された農戸の

それに、定められた面積の宅地付属地を提供する」と要請するからである。⁽¹¹¹⁾ 虚偽の分割申請をして自[口]の農戸の付属地を増加するという事例がまれでなかつた」とは、「コルホーツ共用地監用防止措置に関する」決定の前文にのべてあることからわかる。

III コルホーツ農戸における相続は、コルホーツ農戸の個人的所有が合有形態をとる（「ロ民」第一二六条第一項）⁽¹¹¹⁾ とかく、特殊な性格をあらわす。すなわち、コルホーツ農戸構成員の個人財産については、農戸構成員の死後相続人によつて相続されるのであるが、（い）の場合、コルホーツ員が生前に支払いを受けていない作業日報酬はその者の個人財産である⁽¹¹¹⁾（注意）コルホーツ農戸の財産については、一般に個々の農戸構成員が死^亡しても相続は開始されずに残りの構成員の合有としてとどまり、その農戸の構成員の最後の「人が死^亡」した場合にのみ、ロシア共和国国民法典第七篇（相続権）の規定にしたがつて相続が行われる（「ロ民」第五六〇条）。ロシア共和国以外の構成共和国の場合はそれぞれの民法典の相続権篇の規定にしたがつてはこまでもない。

（1） И. В. Павлов, Колхозный двор и его правовое положение, Госториздат, 1954, с. 26.

（11） Там же.

（111） Справочник по законодательству для председателя колхоза, Госториздат, 1962, с. 39.

（四） О. С. Колбасов, Конференция по теоретическим проблемам будущего Примерного устава сельскохозяй-

ственной артели, «СГ и Г», 1966, № 3, с. 97.

（五） Земельное право, Госториздат, 1949, с. 224.

コルホーツ農戸の個人的所有権について

(K) Б. В. Ерофеев, Советское земельное право, Изд. «Высшая школа», 1965, с. 193.

(Д) Н. П. Волошин, Право личной собственности колхозного двора, Госюризат, 1961, с. 35.

(Е) Там же, с. 36 и сл.

(九) 採用 (примачество 又は 原理) として、なお稻子前掲論文 (「ソヴェト農村家族における世帯財産共有制」) 111頁以下参照。

(10) См. Н. П. Волошин, Разделы и выделы в колхозном дворе, Госюризат, 1958, с. 32.

(11) Там же.

(111) Научно-практический комментарий к ГК РСФСР, Изд. Юридическая литература, 1966, стр. 149.

なお、土地法典における分与・分割の説明は稻子前掲論文 (111頁以下) に詳細である。

(111) Там же.

(111) Там же, с. 625.

む す び

われわれは、コルホーツ農戸の個人的所有権の問題を「人民内部の矛盾」の1局面としている、その歴史的背景 (第一章)、その問題性格 (第二章)、その存在構造 (第三章) の順で考察してきた。

不充分なものではあつたが、以上の考察全体を通じて、この所有権は社会主義的権利の全体系の中で非常に特殊な位置を占めることが結論される。その特殊性は以下にのべるよろな二面性において把握される。

共産主義社会の第一段階としての社会主義社会における権利は、社会主義社会がそこから生れ出た母胎である旧社

会（ブルジョア社会）の母斑を帯びた、カッコつきの「ブルジョア的権利」であり、その特質は生産手段の私有の廢止と、「労働に応ずる分配」原則の貫徹にあると一般的には言ひうる。しかし、本稿で扱つたコルホーツ農戸の個人的所有権においては、以上に見たように、本質的な意味はもたないとはいへ小規模生産用具のいわば「私有」が認められているばかりでなく、コルホーツの公共經營からの分配の場合とことなつて社会主義的分配原則とは無縁であり、主体およびそこにおける所有の態様の特殊な性格（第三の主体カテゴリーとしてのコルホーツ農戸、含有）とあいまつて、むしろ小商品生産の残滓としての性格が顯著である。この意味において、この所有権は、社会主義段階以前のものとも言ひうる側面を持つ。したがつて、この所有権に対する國家権力による法的規制が非常に厳しいことは先にみたとおりである。（以上、第一の側面）しかし、現実にこの権利は、コルホーツ員が社会主義労働としてのコルホーツ労働に参加することによつて彼の所属するコルホーツ農戸に対して与えられるという基本的性格をもつほか、コルホーツの公共經營からの分配としてコルホーツ員のうけとる収入が社会主義の現段階において必ずしも充分でないもので、この収入を補うという、社会主義集団農業の発展のための一つの挺子としての重要な意義と役割をもつ。この意味において、それは社会主義的諸権利の体系の中に組み込まれており、かくして、社会主義的権利としての側面をも有するといえる。したがつて、この所有権に対して国家およびコルホーツから一定の配慮と援助が示されていることは前に述べた通りである。（以上、第二の側面）そして、このような二面性は、歴史的に見た場合、再三にわたる政策の転換として具体的にあらわれてくる。

以上の二面性の把握により、「人民内部の矛盾」の一局面としてのこの所有権の矛盾の内部構造が基本的にあきら

かになるといえよう。そして、このような二面性の根元をたどれば究極的には社会主義社会における農業と工業の矛盾にまで到達せざるをえないであろうが、それについて述べるためには更に多くの準備的考察が必要とされる。

最後に、具体的な社会事実の確定が基礎となる本稿のようなテーマの場合、一般的な参考文献のみに頼つてはいわゆる隔靴搔痒の感を免れず、更に詳細な資料（たとえば、個別コルホーツの定款、内部秩序規則のサンプル等）と、出来うれば法社会学的な実地調査をもふまえなければ充分な成果は望みえないことを痛感している。

（一九六六年一一月稿）